会議記録

会議名	令和4年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会
日 時	令和5年3月9日(木)午後5時57分~午後7時55分
場所	杉並区役所 東棟 教育委員会室
出席者	〔委員〕曽田修司(会長)、後藤朋俊、佐藤信、染谷真之介、服部洋、米
	屋尚子、朝枝晴美、谷原博子、日沼禎子、冨澤武幸
	〔区〕地域活性化担当部長(徳嵩)、文化・交流課長(田森)
	〔事務局〕文化・交流課
欠 席 者	小林真理
配布資料	資料1 令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実
	施予定について
	資料1別紙1 令和5年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項(案)
	資料 2 杉並芸術会館の運営に係る意見とそれを踏まえた今後の運営
	の方向性(案)について
	資料2別紙1 杉並芸術会館(座・高円寺)の運営に係る基礎資料
	資料2別紙2 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
	資料3 次期「杉並芸術会館芸術監督」の選任に向けた取組について
	資料4 杉並区立杉並芸術会館芸術監督公募要項(素案)
△ ※ v. / / / / / / / / / / / / / / / / / /	資料5 令和5年度 文化・芸術振興審議会スケジュール (案)
会議次第	〔議事〕
	1 開会
	2 議題
	(1)令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実
	施予定について
	(2) 杉並芸術会館の今後の運営方針及び次期「杉並芸術会館芸術
	監督」の選任に向けた取組について
	(3) 令和5年度 審議会スケジュールについて
	3 事務連絡
	4 閉会
主な発言	別紙のとおり

発言者	発言内容
	一 開会 一 (午後5時57分)
	1 開会
文化・交流課長	それでは定刻より少し早いですが、6時からを予定している皆様につき
	ましてはおそろいですので、令和4年度第3回杉並区文化・芸術振興審議
	会を開会したいと思います。
	本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございま
	す。なお、本日は米屋委員が少し遅れてくるということ、そして、小林真
	理委員も状況次第では欠席になってしまうということで、ご連絡を頂いて
	おります。
	まず、配付資料の確認ですが、次第の資料一覧のとおり、資料1から資
	料5となっております。資料に不足等がございましたらお申し出いただけ
	れば、事務局職員が参りますのでよろしくお願いいたします。
	そうしましたら、これ以降の議事進行につきましては、曽田会長にお願
	い申し上げます。
曽田会長	それでは、本日お集まりいただきましてありがとうございます。
	まず、本日の審議会では、令和5年度の杉並区文化芸術活動助成金及び杉
	並芸術会館芸術監督の選任について等、今後の選考基準や内容に関わるこ
	とを審議いただくため、文化・芸術振興審議会条例の第5条第4項に基づ
	き、非公開にしたいということでございます。
	なお、助成金及び芸術監督の公募要項の発表以降、本審議会の資料及び
	議事録は公表ということになります。
	本日の会議は非公開ということでよろしいでしょうか。
	では、ご了解を頂きましたので、そのように進めたいと思います。
	2 議題
	(1)令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実施予定
	について
曽田会長	次第2に「議題」とありますので、(1)から参りたいと思います。
	「令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実施予定に
	ついて」ということです。事務局から説明をお願いいたします。
文化・交流課長	文化・交流課長・田森よりご説明さしあげます。
	資料1を御覧ください。令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況につ
	いてご説明いたします。
	区では、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成する
	ことを通して、事業活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参
	加や地域での鑑賞機会の充実を図っております。
	令和4年度は、当初の第1期助成件数25件に加えまして、今般のコロ
	ナ禍における原油価格・物価高騰等を考慮しまして、令和4年9月に第4
	号補正で追加予算1、000万円を計上しまして、第2期として助成件数
	25件の募集・承認を行いました。

それぞれ助成金審査部会での審査結果を踏まえて、審議会の委員の皆様の承認を経て、第1期では87件の応募の中から25件を承認し、第2期では45件の応募の中から25件を承認いたしました。

助成額は1事業当たり上限40万円、補助率3分の2です。

助成分野は記載のとおりとなっておりまして、例年どおり音楽分野が多くなっている傾向がございます。

なお、助成事業の一覧は、助成金額確定後、6月頃に区のホームページ に掲載する予定となっております。

次に2番「令和5年度実施予定について」ですが、令和4年度に引き続き、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するため、引き続き文化芸術活動助成金を実施いたします。

募集の内容は、前回の審議会でのご意見を踏まえて、引き続きコロナ禍での支援内容を継承して、1事業当たり40万円、補助率3分の2で助成します。

助成規模は1,000万円を考えており、予算案の区議会での可決・成立を経まして実施してまいります。

募集については4月1日から募集を開始し、5月31日まで2か月間募集することとしています。

また、資料1別紙1になりますが、募集要項(案)がございます。これまでの募集要項から変更を検討している箇所がございますので、5ページを御覧いただければと思います。

コロナ禍以降、審査項目に感染症対策を加えておりましたが、国の新型 コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が3月13日に緩和され、5 月に廃止される予定であることを踏まえまして、感染症対策を審査項目か ら削除しております。

一方で、主催者の判断で引き続き感染症対策を取られる場合も想定されますので、4ページ中ほどに記載のとおり、対象経費としては継続していく考えでおります。

審査・承認スケジュールにつきましては、5月31日で募集を締め切り、6月中旬から7月上旬に事前書類審査を行いまして、7月下旬に審査部会を開催いたします。その後、審査結果を委員の皆様にもご報告し、ご承認いただけましたら、8月上旬に交付・不交付の通知を申請者宛てに送付する予定となっております。

以上となります。

曽田会長

ありがとうございました。

議題の(1)令和4年度の文化芸術活動助成金の実施状況。1,000万円を2回、25件ずつということであったということと、令和5年度の実施予定について。これは1,000万円を25件、40万円上限ということで予定されているということでした。

それから、募集要項に変更があるというご説明がありまして、コロナ対

	策で感染症防止対策を審査基準から外したということですね。しかし、対
	象経費としては残しているというご説明を頂いています。
	この件、令和4年度の実績も含めてですけれども、令和5年度の実施予
	定に関して、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
	私から質問ですが、令和4年度の2回目の25件につきましては、どう
	いう反応が、分かっている部分がありましたら、教えていただければと思
	うのですけれども。
文化・交流課長	1期で通らなかった事業者の方もいらっしゃいまして、そういった方々
	からは特にもう一回申請の機会があってうれしいというお声も聞きまし
	たし、実際に申請を通して、助成金があることで、事業内容が充実できた
	というお声を幾つか頂いております。
曽田会長	今後そういう評価といいますか、総括というようなものが、資料として
	この審議会に上がってくるという予定はあるのでしたか。
文化・交流課長	実績ですとか、金額、幾ら助成させていただいたですとか、この審議会
	の中からの発案で出た第3者のモニタリングをしていますので、そういっ
	たところを参考に、皆様に情報提供できる部分はしていきたいなと思って
	おります。
曽田会長	次の審議会。7月でしたか。
文化・交流課長	そうですね。7月を予定しています。
地域活性化担	今の件ですけれども、ちょうど令和5年度に杉並区の総合計画・実行計画な
当部長	どの計画改定を予定しています。その計画には、まさにこの審議会でご審議、
	ご議論いただいている文化芸術の施策もその計画に盛り込まれているので、
	その改定を様々考えていく中で、今のこの助成事業のことも含めて、審議会の
	委員の皆様にいろいろと意見を聞きながら、今後の事業計画をどうしていく
	のかとか、その辺りをやっていきたいと。
	そのときに今、課長がお話ししましたこれまでの全体的な振返りというこ
	とも含めて少し議論できる、そんな機会が持てたら、来年度の審議会でうれし
,	いかなと思っているところであります。
曽田会長	ありがとうございました。
	せっかくの機会ですので、この助成金の実績及び今後の、来年度の実施
	予定について、一言ずつお感じになっていることをお話しいただければと
	思うのですけれども、どなたかご発言される方はいらっしゃいませんで
	しょうか。
	日沼委員、お願いします。
日沼委員	令和4年度の採択団体についての質問なのですけれども、また6月に
	公開ということで、一般にはまだお知らせしていないということですね。
文化・交流課長	今まだ、実績報告を受けていないところもありますので。
日沼委員	その後にということですね。
文化・交流課長	そうです。

日沼委員

分かりました。

その公開前とは思うのですけれども、この採択された団体・個人のそれぞれ事業を開始してからのキャリアですよね。何年間継続していると。要は長いキャリアのあるところなのか、エマージングがある程度まだ数年しか経っていないところなのかという、その団体としてのキャリアの違い、分布みたいなものがあるのかということと、こういった活動助成金を比較的いつも連続して採択されているところが多いのかどうかという、その分布のようなものが分かりましたらお知らせいただければと思います。

文化 · 交流課長

ありがとうございます。おっしゃるように、分析をした結果を、今後審議会の場でもお示しできればと今改めて感じたところです。

ご質問のところでいいますと、まず対象の条件として、直近3年以内に2事業以上を実施しているということで、一定程度継続性、土台がある団体・個人というのが基本的には対象になってくるということと、審査項目の中で、引き続き継続的に活動ができるかどうかという、助成を1回限り受けて終わりではなくて、続いていく可能性があるかないかというところも審査の中で見ていますので、今その団体がそれぞれどのぐらい活動しているかという分析までは実は至っていないのですけれども、比較的地域に根づいた団体というのが多い傾向があるかなと思っております。

日沼委員

分かりました。

というのは、これから区内の文化活動が活発になっていくためには、3年というのは1つの目安だと思うのですけれども、エマージングな活動ですよね。これから本当に伸びていくところですとか、そういった比較的キャリアの少ないところから応援するということも、これからの区の活動を考えたときには必要な視点ではないかなと思うのです。

なので、審査基準ですとかこういった要綱の中に、そういった人たちを 応援できるような視点があるのかどうかということも、今後検討していた だければなと思いまして、今の質問をさせていただきました。

文化・交流課長

ありがとうございます。

曽田会長

今のご発言について私が気がついたことだけ申し上げておきますと、この助成金は、以前は1,000万円で原資は同じですけれども、もっと数を絞った形で非常に活動が顕著なところに助成をしていたのを、コロナ禍で考え方を非常にガラッと変えて、少額ではあるけれども多数の団体にということで今に至っているということですので、しばらくこの形が続いたので、今後も、来年については少なくともそれが考え方として継続されるということでしょうか。

文化・交流課長

いわゆるコロナ禍というのが2年、3年と続いてきまして、今後国の方針も変わるという中で、そろそろ考え方をまたコロナ禍前に戻すのか、それともまた新たに展開をしていくのかというところを議論しなければいけないところではあるかなと思うのですけれども、審議会の委員の皆様からも、とはいえ、アフターコロナに向けてまだコロナ禍というのは継続傾

	向にあるので、一定程度この補助スキームを継続したほうがいいというご
	意見も頂きながら、今に至るという状況にはなっています。
曽田会長	それからもう1点、審査基準を来年度の募集要項の中に示した項目のと
	ころに、5ページの7番「審査の基準」ですけれども、加点要素というの
	を5つ入れていただいているということで、「国際的・全国的に認められて
	いる活動か」から始まって、「杉並の地域で著名な活動か」「杉並の地域資
	源・文化資源を生かした活動か」「社会貢献的な要素があるか」、5番目に
	「新規性のある活動か」というのを加えていただいているので、そういう
	ところを重視するというか、傾向としてはそちらに手厚くということが、
	メッセージとしては出るようになっていると思います。
日沼委員	どうしてもキャリアのある、力のある団体がやはり優位になってくるの
	は必ず起こることです。もちろん最後に「新規性のある」と記載されてい
	るのですけれども、何かもう一文、若手に向けた活動支援へのメッセージ
	があって良いのではないかと思います。比較する基準という点では矛盾し
	てくるかもしれないのですが、何かそういうちょっと、もう一言、二言が
	あってもいいのかなと思います。あるいは何か別なエマージングの枠を設
	けるなども、1つの考え方ではあるかと思います。
文化・交流課長	今後十分検討させていただきます。ありがとうございます。
曽田会長	問題提起といいますか、1つ提言を頂きましたので、それに関すること
	でも構いませんし、もっと一般的なこの助成金の在り方についても構いま
	せんが、できましたら一言ずつお願いしたいと思います。
	どうぞ、谷原委員。
谷原委員	私も今の日沼委員がおっしゃったことに少し関連するのですが、これか
	らアフターコロナを考えていくと、しばらくできなかった活動が夏ぐらい
	になるとかなり活発になっていくことは予想できるかなという気がして
	います。
	高円寺の阿波おどりも、3年ぶりになるとどのくらいの人が繰り出して
	くるのかなというのも、すごく町のにぎわいとして楽しみだなと思ってお
	ります。その町のにぎわいを取り戻すのに、この芸術文化活動がどんなふ
	うにつなげていって、町のにぎわいを取り戻していくのかなという大きな
	鍵を握っているのかなと感じています。
	その一方で、この直近3年のうちに2事業というくくりなのですが、少
	しだけ懸念されるのは、2020年の4月1日からというのは、コロナに
	入ったことで芸術活動を諦めざるを得なかった団体が応募できなくなる
	可能性というのはどうなのかなと、ちょっと思っています。
	コロナで諦めた団体がここでもう一回立ち上がろうとするエネルギー
	を、少しもしかしたら網からこぼれていってしまうのかなということも
	ちょっとしているのが、先ほどの委員のことから少し感じられました。
	このアフターコロナで、町のにぎわいとこの芸術文化をもう一回盛り上
	げていこうという団体が応援できたらいいのかなというのも少しだけ思

	ע נענ
	いました。
24 D A B	感想になりましたが以上です。
曽田会長	募集要項の対象となる活動が直近3年以内になっているので、ちょうど
	2020年からになってしまうということですね。
文化・交流課長	実は事務局でもその議論をいたしまして、3年以内ということで、確か
	にコロナに直撃している部分もあるのですけれども、令和4年度について
	は比較的様々な文化芸術団体が活動できたということもありまして、スラ
	イドさせたような形にはなるのですけれども、今年1年を振り返って一定
	程度継続してきた団体を対象にと考えてございます。
事務局	私からも1点補足で、確かにこの令和2年の4月以降というのはコロナ禍
	でありましたので、実際に公演を行う予定としていた団体が中止になってし
	まったものに関しても、過去実績2事業のうちの1つとしてカウントしてお
	ります。チラシ等を提出していただき、実施予定あったことの、証明を頂けれ
	ば、実績としてカウントしております。
谷原委員	よく理解できました。
曽田会長	追加的なご説明をありがとうございました。
	ほかによろしいでしょうか。
	どうぞ、佐藤委員。
佐藤委員	今、両委員のご指摘、非常に貴重だと思うのですけれども、同時に今、
	国の助成金制度や何かは少し変わり始めています。
	多分この基礎的自治体の助成というのは、少し長期的な視野に立って見
	る必要があるだろうと。具体的に言うと、今おっしゃったように若手であ
	るとか、もちろんベテランでもそうですけれども、その方たちが活動しや
	すい環境を持った杉並区ということをアピールできるようにというのが、
	これからの目標になるのではないかと思うのです。
	というのは、国のほうが非常に大規模化してきて、それを運営するため
	に、中間組織の力がすごく大きくなっているのです。直接団体がもらえる
	助成金が非常に難しくなってきているときに、こういう少額であっても、
	直接活動者のところへ下りる助成金というのは、これから存在が貴重に
	なってくると思うのです。
	ですから、区だけのことを考えるのではなくて、全体の助成金の中で、
	そういう助成金から排除されているようなところ、その中にはもちろん若
	 手も入ると思いますし、逆にキャリアが長いために、それを持続するのが
	 必要なのだという方もいらっしゃると思うので、それに目配りしながらう
	まく使えていくといいなと思っております。
	もちろん区のために使わなければいけないのですが、その区のためにと
	いうのは、そういう活動者たちが住みやすい杉並区というところはアピー
	ルのポイントになるのではないかと思っております。
 曽田会長	ありがとうございました。非常に貴重なご意見をいろいろな角度から頂
	きまして、ありがとうございました。
L	

では、この文化芸術活動助成金について、来年度の審査部会のことなのですけれども、これは今年度第1回の審議会で私から指名させていただいて、委員の皆様、どの方に部会員として活動いただくかをご了解いただいたという経緯がございます。今、部会員として活動いただいているのは、佐藤委員、後藤委員、米屋委員、冨澤委員、そして私、5名ということでございます。

任期が来年6月末までの2年間ということで、あと1年あるということ なのですけれども、来年度の助成金審査部会についても、引き続き同じメ ンバーで審査をしていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

部会で議論いたしました、あるいは審査しました内容につきましては、 全て委員の皆様にご報告するということになっておりますので、その時点 でご確認をお願いいたします。

(2) 杉並芸術会館の今後の運営の方向性及び次期「杉並芸術会館芸術監督」の選任に向けた取組について

曽田会長

では、次の議題に移りたいと思います。

(2)です。「杉並芸術会館の今後の運営の方向性及び次期『杉並芸術会館芸術監督』の選任に向けた取組について」ということです。

まずは事務局からご説明をお願いします。

文化・交流課長

それでは、資料2を御覧ください。平成21年5月に開館した区立劇場の杉並芸術会館、通称「座・高円寺」ですけれども、舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の場を提供するための拠点として、現在は指定管理者であるNPO法人「劇場創造ネットワーク」が管理・運営しております。

この芸術会館で行われている芸術文化普及振興事業は、区の専門非常勤職員である芸術監督が総括しておりまして、当審議会の委員でもある演出家の佐藤信氏が平成19年度から担っていますが、佐藤監督が本年6月30日の任期満了をもって退任する意向であるため、次期芸術監督を公募により選任することといたしました。

これに当たり、これまでの芸術会館の運営について、この後ご説明いたします資料2別紙1の「杉並芸術会館の運営に係る基礎資料」と、資料2の別紙2にあります「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を基に、杉並芸術会館の運営に関する懇談会委員や、高円寺地域の方々のご意見などを聴収しまして、それを踏まえた今後の運営方針(案)を作成したものとなっております。

本日は当審議会委員の皆様のご意見を頂き、必要な修正の上、区として 今後の運営方針案を取りまとめていきたいと考えておきます。この今後の 運営方針につきましては、次期芸術監督及び指定管理者と共有し、今後の 芸術会館の運営に生かしてまいります。

	説明は以上です。
曽田会長	この後、説明があるというのは資料2、資料2の別紙1、別紙2という 3種類あるということでしょうか。
文化・交流課長	はい。
曽田会長	本日、杉並芸術会館(座・高円寺)の今後の運営の方向性(案)につい
	て区として方針を取りまとめたいということで、ご意見を伺いたいという
	ことですけれども、進め方について特に皆さんからご質問等ありますで
	しょうか。
	では、資料の説明に入っていただく前に、今までずっと16年、芸術監
	督を務めていらっしゃいまして、今年6月30日をもってご退任というこ
	とだと伺っております佐藤芸術監督から、一言頂ければと思います。お願
	いいたします。
佐藤委員	今、区と会長からお伝えしたように、今年の6月30日が今回の非常勤
	職員の任期になっております。この最後の3年間お引き受けするときに、
	年齢のこともあり、また、これから芸術監督制が地方自治体の制度として
	確立していくためにも新しい道をつくっていくのがいいのではないかと
	考えていたのですが、区との調整の結果、区のご理解も頂いて、このたび
	退任することになりました。この間、皆様からは非常に多大なご協力とご
	支援を頂いたことを、この場を借りて御礼を申し上げます。
	また、今後については区のご方針になると思いますが、私としては、公
	募ということはベストではないけれども、ベターな方法だと認識しており
	ます。
	というのは、まだこの国に芸術監督というのは何人か存在しているので
	すが、行政的な制度としてはあまり確立されていない状況です。そのため
	には考えていくためにも、まず選任のプロセスが明らかになっているとい
	うことがすごく重要なポイントだと思いますので、ぜひいい形でできれば
	いいかなと思っておりますので、どうぞ皆さんで慎重なご審議を頂いて、
	いい座・高円寺、杉並芸術会館がさらに発展するように祈っております。
	どうもこの間、ありがとうございました。
曽田会長	どうもありがとうございました。
	佐藤監督には、この後、審議の間は当事者ということでご退席いただき
	たいということですが、委員のみなさまよろしいでしょうか。それでは、
	ご了承いただきましたので、一旦恐れ入りますが、ご退席をお願いいたし
	ます。
	(佐藤委員 退室)
曽田会長	では、ここから改めて、資料に基づいて事務局からご説明を頂ければと
	思います。お願いいたします。
文化・交流課長	資料2をご説明する前に、事前にご送付させていただいております、資
	料2の別紙1と別紙2について、本当にポイントをかいつまんでご説明だ
	けさせていただければと思います。
	9

初めに資料2の別紙1「杉並芸術会館(座・高円寺)の運営に係る基礎 資料」ということで、1ページ目は、運営体制については記載のとおりで ございます。

2ページ目からご説明させていただきます。まず、「芸術文化普及振興事業の財源確保」ということで、座・高円寺で実施している芸術文化普及振興事業ですが、区との協定に基づきまして事業実施に要する経費の3分の1以内で指定管理料を支払うこととしております。つまり残りの3分の2については、指定管理者が文化庁からの事業助成ですとか、企業からの協賛金を継続して獲得している状況でございます。

おおむね指定管理料というのが約5,000万円弱ということで、3分の2を指定管理者がということで、約1億円を指定管理者で経営努力の上、獲得しているという状況になってございます。

実績につきましてはグラフのとおりでございますけれども、令和2年度だけ指定管理料が3分の1を超えたことがございました。これはコロナでそもそも事業規模が小さくなったために、指定管理料が3分の1を超えていたためにその分を返還いただいたのですが、それに伴い、消費税が減額されたことにより更に支出が減ったことにより再度指定管理料が3分の1を超えたものでございます。それ以外は基本的には、区が支出している指定管理料の3倍規模の芸術文化普及振興事業をしていただいているという状況でございます。

下の「芸術文化普及振興事業収入内訳」については、後で確認いただければと思います。

3ページ目の「杉並芸術会館の維持管理」過去5年間の決算内訳についても参考に記載をしておりますので、こちらも御覧いただければと思います。

次に、2番「座・高円寺運営基本方針に基づく事業実績」ということで、 1点目に「優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供」ということで、こちらは座・ 高円寺1及びけいこ場を指定管理者の主催・提携公演事業用のホールと設 定しておりまして、年間約30の多彩なプログラムを展開してございま す。

実績につきましては、下に図があります「主催公演」、ページをまたぐのですけれども、4ページ目には「提携公演」の劇作家協会推薦プログラムの公演回数や入場率、「提携公演(公募公演等)」ということで、こちらも公演回数、入場率を掲載しております。やはりコロナ禍で若干入場者が減ってきているということが見て取れるかと思います。

5ページから6ページにつきましては、先ほどの30プログラムの中のそれぞれの個別の主催事業の概要になってございますので、確認いただければと思います。

続きまして、7ページの(2)「区民等に対し、多様な文化活動や交流が 行える場の提供」ということで、こちら座・高円寺2と阿波おどりホール につきましては、区民等に貸出しを行ってございます。

座席数に関しましては、座・高円寺2が256席ということで、年間30プログラム行っている座・高円寺1より少し多いという数になってございます。

阿波おどりホールにつきましては、定員130名ということになっております。

過去5年間の区民利用率なのですが、座・高円寺2が80%、阿波おどりホールに関しては97%となってございます。

こちらも過去5年間、グラフで推移を記載しておりますけれども、コロナ禍前、平成29年、平成30年度というのが1つの通常時の稼働率及び来場者数かなと見ております。

続きまして8ページ目を御覧いただければと思います。全国と比較して このホールの稼働率がどのぐらい高いのかということを調べました。

政令指定都市・特別区の劇場音楽堂等との稼働率を比較をしたところ、座・高円寺の利用コマ数、これは1日3コマで計算して、それぞれ77%、65%なのですけれども、政令指定都市・特別区の平均、これが実は日数換算でして、日数換算としても座・高円寺の稼働率のほうが高いということになっております。つまりこれは、1日3コマで分けても5コマで分けても、1コマでもやっていれば1日ということで換算されるのですけれども、座・高円寺の場合が同じように1日当たりで換算していくと、ほぼ100%に近い数字になろうかなというところでございます。

次に「座・高円寺2及び阿波おどりホールの利用ジャンル」ですけれど も、演劇を中心にやっているイメージがあるかもしれませんが、実は多彩 な、舞踊ですとか音楽ですとか、あとお笑いとか、講演会等でも使われて いるという実態でございます。

続きまして、9ページ「(3) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業」ということで、座・高円寺では、幅広い世代が舞台芸術を学び、親しむことができる教育プログラムを年間通して実施しているというのが、施設としての特徴の1つとなっております。

代表的なものとして、小学校4年生を対象とした演劇鑑賞教室という事業がありまして、こちらは開館当初、平成21年度から全区立小学校と近隣の私立小学校の4年生を演劇公演に無料で招待しているものでございます。

実績につきましては記載のとおりでございまして、基本的にはほぼ全区 立小学校が参加している状況でございます。コロナ禍で若干数が直近では 減っている部分もありますけれども、多くの生徒が演劇鑑賞教室を体験し ているということになります。

こちらは単に演劇を見るというだけではなくて、実際に講演終了後に出演者とスタッフの質疑応答があったりとか、チケットを実際に持って、劇場に本当に入るような感覚でチケットもぎりも体験して、劇場に入ってい

く。そういった本当に児童に寄り添った取組を行っているのが特徴でございます。

また、関連プログラムとして舞台裏の紹介ですとか、リハーサルの見学ですとか、あと、学校に出張してワークショップの実施等もしているということになっております。

続きまして、10ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは「劇場創造アカデミー」といいまして、俳優ですとか演出家、 劇場スタッフなどの劇場人の育成を目的とした演劇の学校、2年制になっ ておりますけれども、こちらも平成21年度から開講してございます。

「劇場創造アカデミー」に通っている学生さんが地域のイベントのボランティアとして協力するなど、地域貢献にもつながっているというのが特徴的でございます。卒業生はプロの劇作家、演出家、俳優、劇場スタッフ、大道芸人、映像オペレーターなど、多地域にわたり活躍をしている状況でございます。

続きまして、「③絵本の旅@カフェ」は毎週土曜日実施しておりまして、 こちらも開館の平成21年度から累計473回実施しております。

2階のカフェスペースにおいてボランティアスタッフの方が子ども向けに絵本を読み聞かせるイベントでして、子どもを対象としたイベントとなっておりまして、実績を見ていただくとかなり区民率が高い。直近ですと100%となっておりますけれども、非常に区民の方々からも好評のイベントとなっております。

続きまして、11ページ「みんなの作業場」。こちらは毎週日曜日にやってございます。こちらも子どもが対象となっておりまして、こちらはこれまで累計で553回実施してございます。

こちらは演劇とか美術、音楽、ダンスといった国内アーティストだけでなく、劇場で来日した海外のアーティストですとか、地元の銭湯屋さんですとか布団屋さん、町で働く皆様がワークショップを企画して、子どもたちと一緒にいろいろものづくりをしたりとか、何か体験したり、そういった活動をしております。こちらも実績を見ていただくと、区民率としては70%ぐらいということで非常に高い実績がございます。

5番目「若者のためのじっくりものづくり塾」ということで、こちら毎週土曜日、下半期に実施しておるものでございます。

座・高円寺の舞台の小道具などをつくる「作業場」で、小道具ですとか、 衣装のものづくりを、こちらは中高生をメインに行っている半年間のワー クショップとなっております。こちらは区民の方100%ということで、 実績が出ております。

続きまして、12ページ6番「おとなのための演劇ワークショップ」は プロの実演家を演出に迎えまして、18歳以上の大人を対象にやっている ワークショップでございます。最終的に稽古を積み重ねて、最終日には観 客の前で公演を行うということをやってございます。 続きまして「(4)地域の振興とまちづくりの視点を持った運営」ということで、高円寺四大祭り(高円寺びっくり大道芸、高円寺阿波おどり、高円寺フェス、高円寺演芸まつり)への協力をしてございます。

実際には、13ページの実績にありますけれども、会場提供ですとか、ホームページやマガジンへの掲載ですとか、広報協力、そして舞台機構の相談、出演者アドバイス、ボランティア募集の案内などの運営協力をしていまして、自主的な文化・芸術活動や商店街の振興を支援している状況でございます。

続きまして「②シアターコミュニケーションマガジンの発行」ということで、こちらは年2回発行しているものでございます。

内容としましては高円寺地域の店舗ですとか、地域に関連したテーマの特集をして、併せて座・高円寺での主催・提携公演の情報を掲載した情報紙となっております。こちらは1発行当たり2万3,000部を、区立施設ですとか鉄道の各駅に配架し、また都立劇場等でも御覧になれるというものになってございます。

14ページに進んでいただきまして、「③Galleryアソビバ」ということで、こちら地下2階、もともとここは特に展示スペースではないのですけれども、指定管理者の創意工夫によりギャラリーということで、地域に関連した若手アーティストの展示ですとか、四大祭りに関連した展示を1か月単位で行っているところでございます。

「④座の市(マルシェ)の実施」ですが、こちらも月1回、毎月第3土曜日に実施しておりまして、地元ですとか交流自治体、北海道名寄市や静岡県南伊豆町等の野菜の販売ですとか、地元飲食店による屋台が出店しておりまして、直近の令和3年度では約7,200名の来場がございました。

下に参考に「座・高円寺の年間来館者数の推移」を載せてございます。 こちらも参考になるのが平成29年、30年のコロナ禍前というのが、あ る種のコロナ禍前の一般的な姿というか、約20万人弱の方が来館してい るという実績でございます。

こちらの資料の最後に「(5)区民との協働による施設運営」ということで、「①杉並芸術会館運営に関する懇談会の実施」ということで、こちらは平成19年度から杉並芸術会館の指定管理業務について広く意見を聞くことを目的として、区が要綱を定めまして、例年3回程度実施してございます。

内容としましては前年度の事業実施の結果ですとか、次年度の芸術文化 普及振興事業の計画に対して、委員の皆様から意見を聴収しているところ でございます。構成員等については確認ください。

「②『座・高円寺』の地域協議会の実施」につきましては、平成20年度から座・高円寺の開館を契機として高円寺地域の方々が集まって、高円寺地域の活性化を図ることを目的として、商店会ですとか町会の代表者の方が中心となって設置されたものでございます。これまでにこの協議会の

アイデアから高円寺びっくり大道芸ですとか高円寺演芸まつり、大衆演劇 公演が実施されたとなってございます。

コロナ禍で実はしばらく中止となっていたのですけれども、ようやく今 月再開の見込みということで、今、地域の方々と調整しているところでご ざいます。

こちらの資料は以上でございます。

続きまして、平成24年の6月に施行された資料2の別紙2は「劇場、 音楽堂等の活性化に関する法律」を記載した資料となります。

それでは、資料2のほうに入らせていただきまして、確認いただければ と思います。事前にお送りした資料から一部、本当に誤字ですとか、言い 回しで少し気になったところを少し変更しましたが、大きく内容は変更し たものではございませんので、その点だけご了承いただければと思いま す。

一番上の「〇」から、これまで杉並芸術会館芸術監督の統括の下、指定管理者が「杉並区立杉並芸術会館の管理運営に関する基本協定書」に掲げた「運営基本方針」に基づき、舞台芸術の創造及び発信、そして区民の文化活動の拠点として、運営を行ってまいりました。

先ほど説明した資料と、運営懇談会の皆様、地域の皆様から意見をお聞きして、それをまとめたものが今御覧になっているこちらの資料となってございます。

1番目「運営体制等について」ということで、まず1番「芸術監督の配置」について皆様に意見を聞いたところ、この「○」で書いてあるところは評価できる点、「●」が改善すべき点となっております。

簡単に読み上げますと「公共劇場である会館は、劇場法に基づく機能・役割を果たしていく必要がある。そのためには、指定管理者による取り組みを統括する芸術監督の配置は有効な仕組みと考える」「次期の芸術監督には、これまでの地域の振興や次世代を育む視点に立った運営などの継承すべき取組に加え、時代の変化等に応じた新たな取組にも一層チャレンジするなど、指定管理者とともにより良い会館運営を図ることを期待する」ということで、今までの運用について評価いただくコメントが多かったなという印象です。

一方で、現在、芸術監督の任期は3年となっているけれども、もう少し中・長期的な視点で芸術文化普及振興事業を実施していくためには、もう少し長いスパンで見直しを図ったほうがいいのではないかという意見も頂いております。

それを踏まえまして、右側の「今後の運営の方向性(案)」になりますが「区の専門非常勤職員である芸術監督が公共劇場の事業を統括する仕組みは、劇場法の規定を踏まえ、文化芸術普及振興事業を効果的に実施するために有効であり、引き続き芸術監督を配置していく」「芸術監督の任期については、事業の安定性・継続性等を考慮し、現行の3年間から5年間に

拡大する」という方針案を掲げております。

次に「(2)協定書第29条に基づく『3分の1ルール』の運用」ということで、こちらも評価できる点、改善すべき点を頂いております。

こちらの改善すべき点、「このルールがあることで、指定管理者の公募に応募するハードルが高まっている印象があるため、次期指定管理者の公募に当たり、改めて、財政効果を含めた検討が必要ではないか」というご意見を頂いておりまして、これは先ほどの資料で説明した指定管理者で経営努力によって約1億円獲得しているということなのですが、ここの部分がもしかしたら大変なのではないかということと、1億5,000万円規模で文化芸術普及振興事業をできているというのは、区の支出としては約5,000万円だけなのですけれども、今はこういったメリットはある。だけど、今後はそういったことも本当にあるべき姿なのかというところを検討すべきというご意見だったかなと記憶してございます。

こちらにつきましては「指定管理者が国の助成金や企業からの協賛金等により独自に財源を確保して事業を実施していく仕組みは有意義であり、引き続きこうした仕組みを活用していく」。そして、なお書きになりますけれども、「なお、区は令和3年度に住民監査請求に対する監査結果を踏まえ、指定管理者による各年度の収支報告書の確認等に細心の注意を払うこととする」という方針案を掲げてございます。

次に2の「運営状況」につきまして、「(1)優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供」ということで、こちらは評価できる点の1点目「座・高円寺1の主催公演は、全体として作品の質が高い点が評価できる。今後も、芸術監督による提案・助言の下、優れた舞台芸術を提供する場としての運営を図っていくべきと考える」という意見がございました。

一方で、改善すべき点ということで「●」の1つ目「若い劇団等のチャンスを広げるためには、提携公演のうち公募公演の枠を拡大することも有効ではないか」。また「今後は、公共劇場としての価値を高める観点から、時代の変化に応じた公共性や社会性を考慮した作品を充実していく必要がある」というご意見も頂いています。

この意見に対しまして「今後の運営の方向性(案)」では、「座・高円寺1は、引き続き主催・提携公演の場として運営し、優れた舞台芸術の提供に努める」「その中で、主催公演については、次期の芸術監督の統括の下、公共性や社会性を考慮した作品を含め、時代の変化に応じた作品の充実に取り組んでいく」「また、区内団体や若い劇団を育成する視点を考慮した主催・提携公演の企画・実施を図っていく」としております。

裏面に行っていただきまして、こちら上から運営基本方針「(2)区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場の提供」ということで、こちらは区民利用率も高く、稼働率も高いということで、「座・高円寺1で行う主催・提携公演より優れた舞台芸術を提供する一方、座・高円寺の2と阿波おどりホールは区民等に貸し出し、多様な文化芸術活動の場を提供してい

る。このように施設内スペースの役割を明確化し、効率的・効果的に運営 している点は、評価できる」というご意見を頂いております。

これに対しましては「区民等の多様な文化活動や交流の場の提供は、引き続き座・高円寺2及び阿波おどりホールを柱として行う」としております。

続きまして「(3) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業の実施」ということで、こちらもたくさんのご意見を頂いております。

一番上の「『劇場へいこう!』や『絵本の旅@カフェ』などの子どもたち向けの事業を毎週継続して行っていることは大変すばらしい」。また、次の2ポツ目「子ども向け作品を上演している劇場は多いが、会館では、子どもと保護者、教育関係者の視点に立った事業を行っているのが見受けられ、特徴的である」という意見を頂いております。

今後改善すべき点としては、中高生をターゲットとした事業、例えば演劇部の指導・助言ですとか、主催・提携公演の招待、そういった配慮があるといいなというご意見も頂いています。

それに対しまして「今後の運営の方向性(案)」では、「乳幼児から中・ 高校生までを対象とする各種教育プログラムは、子どもの心の豊かさを育 む基盤づくりにつながるものであるため、今後も継続して行っていくこと を基本とし、必要な見直し・改善に努めながら、多様な世代が参加できる 事業の充実と発展を図る」としております。

次に運営基本方針の「(4)地域の振興とまちづくりの視点を持った運営」は、評価できる点として「劇場法において、劇場は舞台芸術公演のみならず、 $+\alpha$ (地域における実演芸術の振興や学校教育との連携等)が求められており、会館が地域を巻き込んだ運営と子どもの居場所づくりに関する取組を行っていることは高く評価できる」。また、「高円寺四大まつりの運営・広報協力や関連展示などを通じて地域に貢献している。この間も、高円寺演芸まつりでは、劇場スタッフからの出演候補者の情報提供により公演の質が高まった」など、意見を頂いております。

これに対しましては、「今後も『地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。』とする劇場法の規定を踏まえ、地域の振興とまちづくりの視点を持った会館運営を図る」としてございます。

運営基本方針の最後になりますが、「(5)区民との協働による施設運営」につきましては、評価できる点として、「『杉並芸術会館に関する運営懇談会』及び『『座・高円寺』地域協議会』は、いずれも地域と会館をつなぐとともに、よりよい運営を図るための仕組みとして有効である」。

また、改善すべき点としては「上記の懇談会と協議会については、今後 の委員構成(公募やジェンダーバランス等)への配慮があると良い」とい う意見を頂いております。 「今後の運営の方向性(案)」としては、「運営懇談会及び地域協議会は、 区民等の意見を聞き取り、施設運営に反映できる貴重な機会であるため、 引き続き、有識者や地域団体関係者等と連携・協力しながら、より良い施 設運営を図る」。

「なお、懇談会と協議会の今後の委員構成等については、双方の意見を 聴取しながら、今後の在り方を検討していく」としております。

長くなりましたが以上でございます。

曽田会長

ありがとうございました。

資料2の区としての今後の杉並芸術会館の運営に関する運営等の方向性(案)というのを決定するために、この審議会として意見を頂きたいということでございますので、それぞれ意見をお願いしたいと思います。

そのための判断材料として、あるいは議論の材料として、資料2の別紙1で「運営に係る基礎資料」ということで、どのような運営の在り方で今までやってきているのか、あるいは実績はどうかということと、それから資料2の別紙2では劇場法の法律がご紹介されておりまして、地域との関わりということで、非常に重視される点がたくさんあるということのご説明があり、それらを踏まえた上で、今後の運営の方向性というのが、項目でいうと、運営体制が2つ、運営状況についてが5つ、項目立てがしてありまして、今後の運営の方向性というのが案として出されているということです。

今、これまでの杉並芸術会館(座・高円寺)の在り方を非常に中心となってつくっていらっしゃいました佐藤芸術監督が今回ご退任になるということで、ご本人のいらっしゃるところではなかなか言いにくいところがもしかしたらあるかもしれないということで、佐藤監督にもご了解を頂いて一時退席していただいておりますので、もちろん評価すべきところはたくさんあり、それについて意見交換をするということも重要なことですけれども、それ以外に何か改善したほうがいいところ、可能性としてもっと別のやり方があるかもしれないというところをご自由にご議論いただきたいと思います。順番もどこからでも結構です。

まずは佐藤監督が非常に中心的につくっていらっしゃった座・高円寺の 運営体制あるいは運営状況の特徴について、いい点、あるいはもうちょっ と改善するところがあればということで、ご自由にご発言いただければと 思いますけれども、いかがでしょうか。

何かご自分のお感じになるところをどこでもいいので、一言ずつご発言 いただくとありがたいなと思っているところですけれども、いかがでしょ う。

では、日沼委員からお願いします。

日沼委員

私、勉強不足で教えていただきたいのですけれども、指定管理に関して は何年契約とか更新のタームはどのようになっているのでしょうか。

文化・交流課長

5年ごとにプロポーザルで実施しております。

日沼委員	開館以来、変わらずずっと同じNPOが受託しているのですか。
文化・交流課長	そうですね。5年ごとのプロポーザルを経てということになります。
日沼委員	分かりました。
	佐藤芸術監督もほぼその開館とほぼ同時にということで、そのNPO法
	人との何か、もともと連携があったりとかということで、ご就任されてい
	たのですか。
文化・交流課長	基本的には佐藤芸術監督というのは演出家であり、区の非常勤職員とし
	て区が任命してお願いしている立場です。指定管理者は事業者として館の
	運営をしていますので、そういった実施部隊が指定管理者、実際に芸術文
	化普及振興事業という大きな枠で、いろいろな芸術分野の枠組みを考えて
	いるのが佐藤監督、そういった関係になっております。
日沼委員	組織というか、そことは別々なところで動いていらっしゃるのですか。
文化・交流課長	別主体ではありますが、計画・実施に当たっては連携・協力しています。
日沼委員	分かりました。
	ほかの自治体とかのこういった指定管理とか事業者というのは、かなり
	ディレクター込みの指定管理とか運営が多い中だったので、ここはそうい
	う意味では別々な、あくまでも芸術監督としてのお立場と運営者という、
	はっきり分かれているという。
文化・交流課長	おっしゃるとおり、ほかですと例えば財団法人が運営して、その財団法
	人がその芸術監督なりプロデューサーなりというところを雇用して、一体
	的に運営しているというのが実は多いので、そことは違うというところで
	す。
日沼委員	ディレクターと運営者の立場がはっきりしているという意味では、すご
	く先駆的な活動をされているのだなと改めて思いました。次の方を選任す
	るのがとても難しい公募になるのかなと思いました。
曽田会長 	杉並区の特徴をご指摘いただいてありがとうございました。
	公募で次の後任の方を選ぶということも、その過程が公開される、クリ
	アになることによって、プラスになる部分があるだろうと先ほどおっ
	しゃっていたと思いますので、議論して一番いい方法を探る、あるいは一
	番いい人選ができるようにというお考えでということだと思います。
	ほかの方でいかがでしょうか。
	どうぞ、服部委員。
服部委員 	佐藤監督は芸術的な力はすごくあると思いますし、それから一番私が感
	心したのは、子どもたちとか若い人たちの教育をいろいろな方面からやっしている。
	ていらっしゃって、そこのところは芸術監督というよりも教育者という
	か、要するに若い世代の奮発を図るとか、そういうことを大変やってい
	らっしゃったと思うのです。
	6月になるとお辞めになってしまうのですが、私が心配しているのは引
	継ぎといいますか、佐藤監督がパッと辞めてしまって、新しい方がパッと

	行くというのではなくて、ぜひその間のいろいろの佐藤監督のおやりに
	なった実績、それからいいこと、改善すべきこと、いろいろな引継ぎとい
	うのですか、それをやっていただければいいかなと今ちょっと思ったので
	すが、いかがでしょうか。
文化・交流課長	その辺りは、新しい芸術監督は7月1日からにはなるのですけれども、
	今の佐藤監督からも引継ぎについては協力いただくよう今お話をしてい
	るところですので、その辺りしっかり今後やっていきたいと思っておりま
	す。
曽田会長	今回の議題で運営の方向性(案)についてということをお諮りし、ご議
	論いただいているのもその引継ぎの一環であるということで、区がこのよ
	うに考えるということで、芸術監督にもお願いし、指定管理者にも連携し
	ていただきということを考えていらっしゃるということだと思います。
	服部委員のご指摘にもありましたように、子どもに対する事業を非常に
	継続的に力を入れてやっていらっしゃったのと、あともう1つは、地域と
	の連携の取組も非常に継続してやっていらっしゃったので、ほかのどこの
	公立劇場と比較しても遜色のない取組としてやってこられたのではない
	かと思います。感想ですけれども。
	ほかに一言ずつ皆さんからお願いできればと思うのですが。
朝枝委員	私も初めてこの基礎資料を読ませていただいて、座・高円寺 杉並芸術
	会館の在り方がこのようになっていたのだと知りました。大変申し訳ない
	ですが、今まで浅薄な知識しかなく知りませんでした。高円寺の街という
	と必ずでてくる四季折々の祭りがきちんと行われている背景に、佐藤監督
	の大きな力があったということが今日分かりました。座・高円寺が立ち上
	がる前から丁寧に地域との関係を作り、座・高円寺をその中につなげてい
	くやり方は、個人的にどのようになさったのか気になります。どのように
	次の方を選定していくのかということはとても難しいなと思って考えて
	いました。
	大人に向けてのワークショップなど私の知人も出ていて、俳優になった
	かのように一生懸命ですごく楽しそうでしたし、子どもたちに向けての
	ワークショップもとてもいいなと改めて感じておりますので、こういう点
	を活かしながら、そして次の監督のよさというものを生かせるような選定
	の仕組みができたらいいと思います。なかなか難しいとは思いますけれど
	も。杉並芸術会館、杉並らしさというものを次につなげ、ますます活発な
	形になればといいと思いました。感想だけで申し訳ありません。
曽田会長	ありがとうございました。
	では、お一言ずつ頂きたいので、染谷委員お願いします。
染谷委員	私もスキーム図を見させていただいて、佐藤監督が長年ご勤務されてい
	るというところで、お力を発揮しているというところは分かるのですけれ
	ども、実際この指定管理者としての、監督が指導・助言をしているという
	ところと、指定管理者としてやらなければいけない振興事業というところ
<u> </u>	

	のバランスというか、実際に芸術監督からの指導・助言ありきでいろいろ
	振興事業というのが行われてきているのか、はたまたこの下のほうに、「連
	携協働 とある「『座・高円寺』地域協議会 のアドバイスとか、そういっ
	た知恵もあって、指定管理者がその事業の提案であったりを、よりよく芸
	術監督がアレンジしているという、そういう監督と指定管理者との力関係
	「一個監督がプレンプレビいるという、とういう監督と相足管理者との力関係 ではないですけれども、そういったところはどうやってこられたのかなと
	いうところが、1つ気になっている点ではあります。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
文化・交流課長	先ほど日沼委員に申し上げたところと重複するかもしれないですけれ
	ども、芸術監督というのは区の専門非常勤ということで、当然佐藤芸術監
	督は特に演劇ですとか演出ですとか、そういった分野に精通している方
	で、芸術文化普及振興事業という計画ですとか、大きなところの視点を、
	監督で方針とか方向性というのを指し示して、実際に指定管理者でそれを
	実際に細かい企画を立てたりとか、実施に向けていろいろな事業者と調整
	したり、そういった関係性になっています。
	おっしゃったように、高円寺の地域協議会ですとか運営懇談会、こちら
	も地域の方が関わっていらっしゃったりするので、そこの意見というのを
	参考にしながら、例えば高円寺四大祭りですとか、事業のいろいろなス
	キームですとか、そういったものをいろいろな知見やアドバイスやご意見
	を頂きながら、これまでのいろいろな運営がなされてきたという現状でご
	ゼルナナ
	ざいます。
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を
 染谷委員	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を
 染谷委員 文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中 で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中 で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺 の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパート
	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中 で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺 の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパート ナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた 連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たな
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を 結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパート ナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中 で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺 の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパート ナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた 連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、 それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たな ければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところに
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たなければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところにも見識を持っていらっしゃらなければいけないしということで、その全て
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たなければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところにも見識を持っていらっしゃらなければいけないしということで、その全てについて超一流の見識をお持ちになっている存在としては、稀有な方だと
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たなければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところにも見識を持っていらっしゃらなければいけないしということで、その全てについて超一流の見識をお持ちになっている存在としては、稀有な方だと考えております。端的に言うとそういうことですが、なかなか説明するの
文化・交流課長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たなければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところにも見識を持っていらっしゃらなければいけないしということで、その全てについて超一流の見識をお持ちになっている存在としては、稀有な方だと考えております。端的に言うとそういうことですが、なかなか説明するのが難しいですが、そういうことだと思います。
文化・交流課長 染谷委員 曽田会長	もう1つ確認ですけれども、今、この杉並区とパートナーシップ協定を結んでいる日本劇作家協会と高円寺阿波おどり振興協会は両方とパートナーシップを結んでいらっしゃるということですか。 これは区が結んでいまして、日本劇作家協会については年間公演の中で、プログラムの推薦を指定管理者に頂いていまして、それを座・高円寺の1で実演しているという状況で、高円寺阿波おどり振興協会とはパートナーシップ協定を結んで阿波おどりホールの活用、8月の本大会に向けた連携等をしているというところでございます。 ありがとうございます。 芸術監督はクリエイションの中身にも責任を持たなければいけないし、それから、どういう運営をするかという劇場運営についても責任を持たなければいけないし、区の非常勤職員ということで、文化政策的なところにも見識を持っていらっしゃらなければいけないしということで、その全てについて超一流の見識をお持ちになっている存在としては、稀有な方だと考えております。端的に言うとそういうことですが、なかなか説明するのが難しいですが、そういうことだと思います。それでは順番から。米屋委員、お願いできますでしょうか。

そろえているというところがあって、本当に高く評価しています。

それと、私は演劇のほうが割と専門ですので、高円寺の公演はしょっちゅう見させていただいているのですけれども、非常に多彩なカンパニーの作品の公演が本当にいろいろあって、こんなにしょっちゅう来て見切れないというぐらいたくさんあるのですけれども、それも本当に演劇界への刺激というところでも非常に大きな功績を積み重ねてきていると思うのですね。

残念なのは、こんなにいい作品をもっと再演したり、より長く、次のステップにつなげられたらいいなと思うところはあるのですけれども、座・高円寺だけで完結しないで、もっと別の演劇の上演主体であるとか、劇場とつながるという方策がもっとあってもいいなというのは演劇の観点からは思います。

「今後の運営の方向性」の中で「区内の団体や若い劇団を育成する視点を」というところがあるのですけれども、既に人材育成は結構やられているし、チャンスも結構若い劇団に与えているので、そこはそんなに私は足りないとは思わないのですけれども、文化政策の一丁目一番地としては、あらゆる年齢、あらゆるバックグラウンドの人たちに対して文化に参加する機会をというところが大事だと思いますので、若いカンパニーにということは、その若いカンパニーについている若い観客ということを含み込んだ言葉なのかなと解釈しています。

そのことで言いますと、昨今の傾向から言いまして、多様性ということが重視されてきていて、教育の観点ではものすごく実績があるのですけれども、多様な人たちというところではもうちょっと開拓の余地はあるのかなと。もちろん作品の中でLGBTQを扱った作品が上演されたりとか、移民の問題とか、そういったようなことはやられているのですけれども、プログラムとしてそこはまだ余地はあるかなと思っています。

それは財源に関わってくるのですけれども、この3分の1しか区として 負担していないというのはすごいことだなと思うのですが、ただ、これは 杞憂だったらいいのですけれども、もともと劇場法は首都圏と地方との格 差を縮めましょうというために導入されていて、国の助成金というのもそ の意図で、もっと都内の劇場にはやらなくていいのではないかという議論 があるのです。杉並とか世田谷とか、あるいは埼玉でもそうかもしれませ んけれども、都心の劇場の助成金を減らして、もっと遠いところに助成す べきだという議論はありますので、「いつまでもあると思うな、国の助成」 というところは、杉並区としてはちょっと覚悟しなければいけないことか なと思います。

それを考えますと、指定管理者がそれをちゃんと実績を踏まえて、国の助成金を獲得してきたということはすごいことだと思うのですが、ただ、ほかの指定管理者のところでもあるのですけれども、公募はしないけれども、その代わり評価をきちんとして、その評価結果をちゃんと自治体の市

民、区民に知らせていくという方針のところはありますので、指定管理者が何を実績として積み重ねてきたかということの広報を、もうちょっとしなければいけないのかなということは感じるところです。

ですので、おおむねいいなと思いながら、そういったところの要素は、今後プラスアルファとして考えたほうがいいかなと思っています。

曽田会長

ありがとうございました。文化政策的な視点から非常に大事なことをご 指摘いただいていると思います。

服部委員は先ほどお話しいただいたので、よろしいですか。 では、冨澤委員、お願いします。

富澤委員

もしかすると私が座・高円寺の劇場とは一番深い関わりを持っているのではないかと思います。それも踏まえて、お人柄のことからまずお話しさせていただくと、劇場のスタッフから「監督」とか「佐藤さん」という呼び方を私は聞いたことないです。ほとんど「信さん」と呼ばれていることが1つありました。

それから、先ほどご質問にあったと思いますが、職員との関係はトップダウンとボトムアップと両方あると思っています。特にボトムアップのほうが多いのかなと感じることが多いです。佐藤さんも今の「劇場創造ネットワーク」も、開館前からずっと地域の中に入りまして、地域のニーズをとてもよく酌み上げてくださったというところがあります。

四大祭りの1つの演芸まつりを少し例に取ってお話しさせていただきたいのですが、町の中で春の大道芸のイベントがある、夏は阿波おどりがある、秋に高円寺フェスがある、では、冬は寒いので屋内でみんなが温まりながら楽しめる行事をやろうといったときに、落語がいいのではないかという思いつきをしました。

では、それを誰に相談しに行ったらいいのかということで、座・高円寺に相談に行く。そこで担当のスタッフがこういう段取りで広げていきましょうということで、先ほどお話にあった地域協議会のテーブルにつくことができる。決まったものをそのまま貸し館としてやるのではなくて、企画を一緒に温めて、それをさらにブラッシュアップしてやってもらえるというのが、実は座・高円寺の一番の特徴なのかなと思っています。

美術館でいうと六本木の新国立がただ貸し館ということであるならば、 東博のその立場なのかなと思っています。ちゃんと貸すスペースの平成館 というものもあり、それから本館ではきちんとした、今やっている国宝展 のような企画もあり、そして実はここにも書かれていませんが、演劇台本 のアーカイブも持っています。恐らく日本で一番たくさんのアーカイブ資 料を持っているのだと思っています。そんなことをしながら地域の声を酌 み上げて、一緒に成長していくということで、実は地域になくてはならな い存在なのかなと思っています。

その中で2つおもしろいことがありまして、「座の市」という座・高円寺 の前にテントを立てて、様々な地元、それから交流自治体、そのほかのお 店が出店してくれるのですが、座・高円寺は決して場所のいいところではないのです。ですから、最初は私が行ったとき、お客さんはほとんどいなかったです。それぞれ出展者に「幾らぐらい売上げありましたか」と聞きましたら、「5,000円しかなかった」ということもよく聞かれました。それから担当者が粘り強く頑張りまして、今では11時から始まって3時には商品がなくなるという状況まで来て、かなりにぎわっています。

それと、「アンリ・ファーブル」というカフェがあります。ここはおもしろくて、子どもが騒ぐのはオーケーなのです。普通カフェの利用者からすると、お子さんが騒ぐとうるさいなという気持ちはあるとは思うのですが、そこは子どもが走り回ったり、カーペットが敷いてありますので、誰も何も言わない。それが日常的な広場の空間として、利用者に認知されている。当初もここもなかなか営業的には難しいだろうなと思ったのですが、今は土日のお昼どきに行くとほぼ満員で入れない。これも、劇場が佐藤さんと連携しながら努力をしている証かなと思っています。

ただ、座・高円寺の1の演劇はかなり実験的なものもあり、芸術性が高いと言いながらも、なかなか地元の方に見に来てもらえないという悩みをずっと監督もスタッフも持っていました。そこで何か親しみのあるものということで、大衆演劇の劇団に座の2に来てもらって何年かやったことがあります。

そんなことも含めて、非常により地元に親しんでもらおうということを 一生懸命やってくださった監督だと思います。

ただ、その反面、実はなかなか利用する回数が少ない座の2、さざんかねっとで借りられるところなのですが、そこを借りることができた人からいろいろな話を聞くことがあります。「劇場の人の対応があまりよくない」という話を受けることがあります。劇場の職員は演劇の専門家ということもあり、それから職人かたぎの人が結構多いのですね。そうすると、自分の目線、視点で話をしてしまうと、なかなか一般にホールを借りるためだけに来た人からすると、少し違和感を覚えるようなことをよく聞くことがあります。

ここを私、是正し、直していただければ、全く問題ない組織であり、地域の本当にアドバイザリーなところ、高円寺が高円寺たらしめているのが、まだ開館15年しかたっていないのですが、座・高円寺なのかなという思いでいつもおります。

以上です。

曽田会長

ありがとうございました。地元、地域のご利用ならではのお話を非常にいっぱい聞かせていただきまして、ありがとうございました。

谷原さん、お願いします。

谷原委員

私は学校現場のお話を1つさせていただこうかなと思っております。

私がコーディネートを担当している学校は善福寺の一番端っこのほう にある学校なので、この演劇鑑賞会に行くにはアクセスがよくないところ なのですが、4年生がこの演劇鑑賞会を見た後にいわゆる学芸会というのをやるのですが、そこでの学びといいますか、ここの演劇鑑賞会はアウトプットがしっかりできるプログラムにできておりまして、かつ先生方も、ここで習ったいわゆる本物から学んだスキルというものを、子どもたちの指導にしっかり生かせるプログラムになっているなというのを現場で感じています。それだけ本物に触れるということがいかに大切なのかなというアウトプットの大きさというものは、やはりこの劇場の力なのだろうなと感じております。

それと1つ、逆にお伺いしたいなと思ったのですが、こちらの協定書の29に基づくというところなのですが、「令和3年度の住民監査請求に対する監査結果を踏まえ、指定管理者による各年度の」という項目があるところなのですが、ざっくり言えばどの部分が外から見えにくい部分だったのかなというのを教えていただけたらいいかなと思っています。

地域活性化担 当部長

令和3年度住民監査請求の内容については、区の公式ホームページのところでも、住民監査請求の結果、それに基づく対応ということで公表しているのですけれども、改めてそれを御覧いただくと詳細は分かるのですけれども、今、指定管理者であるNPO法人「劇場創造ネットワーク」が、東京都にNPO法人として報告している収支報告と区に対して指定管理者として報告している各年度の収支報告のところで不一致があった。その不一致の中身も、費目の表現とか、そこも整合が取れていなくて、逆に指定管理料のところが「補助」となっていたり、適正でないところが正直あったのです。

あともう1つポイントになったのが、国から指定管理者が経営努力で獲得していた補助金の一部が、ある年度について計上漏れがあったことありまして、そういったところもあって、そういういわゆる会計処理であるとか、収支報告の相互の必要な整合性とか、そういうところはきちんと図れと監査から。それについては3年度のそのときに、指定管理者、監督もそうですけれども、協議をして、是正して、必要な修正報告という形で既に上がっていると。

今の一部未計上の助成金も、なかなか分かりにくいのですけれども、結局さっきの3分の1ルールで言ったら、区が3分の1の部分を指定管理料、事業の部分をお支払いしているのですけれども、それ以外の獲得努力でやった部分の一部が未計上だったということだから、区の指定管理料の支出自体に何ら影響ないというのは、監査もしっかりそこは押さえているのです。

ただ、いずれにしても区民に対して、信頼とか公正とかそういった観点からは、そこはきちんと問題意識を持たなければいけないというので、指定管理者と区のチェックの体制については、以降しっかりやっていくと。それぞれNPO法人としての収支報告と指定管理者としての区に対する収支、その辺りのそごがないようにということを徹底したということで

	す。
谷原委員	ありがとうございました。
曽田会長	非常に具体的なお話をご説明いただきましてありがとうございました。
	指定管理者からいうと、実績が非常にしっかりとできているということ
	と、そうはいっても厳正にチェックを受けなければいけないということが
	分かるお話で、大変参考になりました。
	では、後藤副会長。
後藤副会長	いろいろ皆さんのお話を聞いて勉強になりました。
	実は私の小学校時代からの友人が千葉のほうに住んでいるのですけれ
	ども、わざわざ座・高円寺に毎月のように足を運んでというか、すごく演
	劇が好きで、僕はあまり演劇見ないので「後藤くん、駄目だよ」と言われ
	るのですけれども、そこでは小さいというか、そういう地域にありながら、
	何をやりたいか、何を見せたいか、何を感じてほしいかというのを非常に
	感じる劇場だというので、大人のワークショップも体験して、自分も一度
	脚本を書いたりして、そっちのほうに行こうかなんて今あれしているぐら
	いですけれども、そういう大きい劇場とは違う、そこに根差していく、そ
	のために何をしなければいけないかということが非常にはっきりしてい
	る劇場だなと。
	これは杉並公会堂さんもそうですけれども、サントリーホールとは違
	う、杉並公会堂だからこそ、地元の、そこの地域に住んでいる人の何を求
	められているか、それで何が提供できるか、ただその受け答えだけではな
	くて、できればそこを中心として、それを区であったり広い影響力、その
	つながりをそこが中心になってつくっていくという存在になっていくと、
	もっともっと幅の広い活動ができるのかなとは思っています。
	それと、今いろいろ話を聞いていると、芸術監督のすばらしさというの
	ですか、もちろん芸術に対してもそうですし、運営に対してもそうですし、
	地域に対しても、総合的にすばらしい。今の話を聞いていると、公募だと
	かなり難しいとは言わないですけれども、かなりしっかりとした方でない
	と、この後難しいのだろうなと。公募というのはある意味いい面もあるの
	ですけれども、バチっと一本ポンというところをしていこうと思うと、な
	かなか難しい選択になるのかなというのは思いました。
	ただ、本当に杉並区におけるその存在が、全然杉並区の枠を通り越した
	劇場なのだなというのは改めて感じて、佐藤さんには本当に感謝したいと
	別物はのになると、700は成めて感じて、圧麻さんには本当に感謝したVで 思います。
苗田今長	^{心いまり。}
曽田会長	
	それでは、今後の運営の方向性については、今、委員の方々から頂いたでき見ない。
	ご意見についても反映させていただくということでよろしいのでしょう
	か。
文化・交流課長	はい、いただいたご意見についても事務局でとりまとめまして、最終的に
	今後の運営方針を固めてまいりたいと思います。

曽田会長

本日は資料3、資料4で芸術監督の選び方、選任に向けてというところ がまだ残っておりますので、その議題に進みたいと思います。

では、資料3、資料4の説明を事務局からお願いいたします。

文化・交流課長

資料3「次期『杉並芸術会館芸術監督』の選任に向けた取組について」 について説明させていただきます。

1の「選任方法」でございますけれども、選考委員会を設置しまして、 公募をするということになっております。

「公募する理由」としては、公平性及び公正性が高い選任方法であることと、より幅広い人材から、最も適任な方を選任するためとしてございます。

「選考委員会の委員構成に係る基本的な考え方」でございますけれども、 選考委員会は6名としまして、外部委員の方は4名、区の職員は2名とし たいと思っております。外部委員4名の方ですが、有識者や文化芸術活動 関係者と考えております。また6名の選考委員のうち、半数以上女性委員 とできればと思っております。

2の「公募要項」でございますけれども、この後説明させていただきます「杉並区立杉並芸術会館芸術監督公募要項(素案)」を基にしまして、必要な修正の上、第1回選考委員会で審議・決定する案を取りまとめる予定となってございます。

3番のスケジュールに関しましては、4月上旬に選考委員会を開催しまして、4月中旬ぐらいから5月中旬まで公募。そして、5月中旬から6月上旬にかけて、第2回・第3回選考委員会で書類選考や実際のプレゼンテーション等を行いまして、最終的に次期の芸術監督候補者を決定して、7月1日に次期芸術監督を任命という流れで考えております。

事務局

それでは、私から資料4「芸術監督公募要項(素案)」についてご説明いたします。

2番「委嘱期間」ですが、現在任期は3年ですが、事業の安定性・継続性を高めるために、今回は令和5年7月から令和10年6月の5年間に延長した公募となっております。

次、3番「応募資格」としては、「(1) 演出家や脚本家など舞台芸術関係の実務経験が10年以上あること」などが要件となっております。

続きまして、4番「勤務条件」「(1)報酬」ですが、月額35万円を予定しております。

続きまして2ページ目「勤務日数」は年内平均で月8日程度、その他として、公務員とはなりますが、区の非常勤職員になりますので、兼業が認められるということが記載されています。

次に5番「芸術監督の職務内容」、実際にどういった仕事をやっていただくかというところになります。

①の「芸術文化普及振興事業の年間の基本方針及び事業計画の策定」が 大きな役割とはなりますが、②の「主催事業の企画及び監修」、③の「主催、 提携公演の企画内容及び公演実施に係るスタッフ等への指導や助言」、④ の区などの「定例会への出席」、⑤の収支予算書・収支報告書の確認など、芸術会館の事業を全体的に統括する職務を担っていただくことがここで記載されています。

続きまして3ページ、6番の「芸術会館の施設概要と運営基本方針等」 についてですが、座・高円寺芸術会館の施設の概要が書かれているページ になります。

続きまして4ページ、ここは今までご議論いただいたところも含みまして、この縦の列、左側がもともと開館当時からある「運営基本方針」5つが書かれています。右側は今ご議論いただいたところもありますので、案ではありますが、今後また加筆修正を加えながら、最終的には「今後の運営方針」というのを実際に盛り込んで、これに共感していただいた方に手を挙げていただくという思いで、こちらにも記載させていただく予定です。

続きまして5ページ、実際にこの芸術監督と協力、連携しながらやっていただく方、今、この「劇場創造ネットワーク」というところが指定管理担っておりますので、どういった方が担っているかというのもしっかり理解していただいて応募いただくというところで、ここにも情報を載せております。

7番の「公募・選考の実施手順」ですが、公募の開始は4月10日月曜日を予定しております。そこから申込み期間が1か月間ありまして、一次選考として書類審査を5月11日から6月1日までを予定しています。合格発表を挟みまして、二次選考としてプレゼンテーションと個別の面接を6月7日、合格発表が6月中旬、委嘱が7月1日という流れとなっております。

8番は、応募書類の提出内容などが書かれているところになります。

続きまして6ページ、どういった方たちで選考していくかというところで、先ほど田森課長からもありましたが、選考委員会のメンバーについては、外部の委員4名、区職員2名を含め6名の構成として、どういった基準で選ぶかというところが(1)で記載されています。「応募者の適格性」「事業計画の妥当性」「総合評価」の3点を中心に評価していただく。

選考方法については、一次審査が書類審査、二次審査がプレゼンテーションと個別面接となっております。

10番の「応募者の失格」については、実際に資格を持った方が提出書類の虚偽の記載があった場合であったりとか、その応募者が選考委員会の設置から選考結果が出るまでの間、委員や区職員と故意に接触した場合などは失格となるということが記載されております。

最後 7ページ目の 1 1 番は「その他留意事項」、1 2 が「担当課(問い合わせ先)」という構成となっております。

説明は以上となります。

曽田会長	ありがとうございました。
	次期芸術監督の選任方法、公募要項の素案、スケジュールについてご説
	明いただきましたところですが、何かご意見、その他ありますでしょうか。
	とうぞ。
日沼委員	内容についてはよいと思いました。公募選考の実施なのですけれども、
	区の公式ホームページ以外の公募を広く広報する方法などは、何か今、計
	画されていることはあるでしょうか。
文化・交流課長	今、年に4回、文化・芸術情報紙「コミュかる」というのを発行してお
	りまして、14万部発行して、駅に配架したりですとか、新聞の折り込み
	で区内全域に周知をする予定となっております。また、今月末に座・高円
	寺の中で劇場、来年度、令和 5 年度のプログラム説明会というのがあるの
	ですけれども、そこでも公募についての周知をする予定です。そこには演
	劇関係者も多数いらっしゃいますので、結構大きな宣伝になるかなと思っ
	ております。
事務局	あと、プラスで重層的に広報をすることも重要だと思っていまして、杉
	並区で各報道機関にパブリリースという情報提供する場面であったりと
	か、あとは佐藤監督自身も発信していき、連携協力しながら、効果的な広
	報を図っていきたいなとは思っています。
曽田会長	ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
	では、選任に向けた取組について、あるいは公募要項については了解と
	いうことで、皆さんご了解いただいたということです。
	そうしますと、次の今後のスケジュールに行く前に佐藤監督に戻ってい
	ただきたいと思います。
—————————————————————————————————————	(佐藤委員 入室)
曽田会長	どうも大変長いことお待たせしてしまいまして申し訳ございませんでした。
	(3) 令和5年度 審議会スケジュールについて
曽田会長	では、もう1つ議題が残っておりますので、「(3) 令和5年度 審議会
	スケジュールについて」、これは事務局からお願いいたします。
文化・交流課長	それでは、資料5を御覧ください。「令和5年度 文化・芸術振興審議会
	スケジュール」ですが、第1回目を7月に開催しまして、その中で令和4
	年度文化・芸術振興事業の取組結果と令和5年度の実施予定、また本日審
	議いただいた杉並芸術会館芸術監督の選任について議題とする予定と
	なっております。
	なお、この7月の閉会後、助成金の審査部会を開催いたしますので、部
	会員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
	第2回は11月に開催し、令和5年度文化芸術活動助成金の審査結果に
	ついて、令和6年度以降の文化・芸術振興事業についてを議題とし、第3
	回は令和6年3月に開催し、令和6年度文化・芸術振興事業の実施予定、
	令和6年度文化芸術活動助成金審査について議題とする予定です。

	来年度もどうぞよろしくお願いいたします。
曽田会長	ご説明ありがとうございました。
	今のご説明について何か質問、その他ございますでしょうか。よろしい
	ですか。
	4 閉会
曽田会長	では、本日の文化・芸術振興審議会を以上にて閉会とさせていただき
	ます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。
	一 閉会 - (午後7時55分)

令和4年度 第3回 杉並区文化・芸術振興審議会 次第

令和5年3月9日(木) 午 後 6 時 か ら 区役所東棟教育委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実施予定 について
- (2) 杉並芸術会館の今後の運営方針及び次期「杉並芸術会館芸術監督」の選任に向けた取組について
- (3) 令和5年度 審議会スケジュールについて
- 3 事務連絡
- 4 閉会

【配布資料】

資料 1: 令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実施

予定について

資料1別紙1: 令和5年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項(案)

資料2: 杉並芸術会館の運営に係る意見とそれを踏まえた今後の運営等方針

(案) について

資料2別紙1: 杉並芸術会館(座・高円寺)の運営に係る基礎資料

資料2別紙2: 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

資料3: 次期「杉並芸術会館芸術監督」の選任に向けた取組について

資料 4: 杉並区立杉並芸術会館芸術監督公募要項(素案)

資料5: 令和5年度 文化・芸術振興審議会スケジュール (案)

令和4年度文化芸術活動助成金の実施状況と令和5年度の実施予定について

1 令和4年度実施状況について

区では、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、事業活動を支援するとともに、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

令和4年度は、当初の第1期(助成件数25件)に加え、今般のコロナ禍における原油価格・物価高騰等を考慮し、第4号補正(令和4年9月)で追加予算1,000万円を計上し、第2期(助成件数25件)の助成金募集・承認を行いました。

区分	第1期	第2期
対象者	直近3年以内に、区内で2回以上の活動実績を有する区民ま たは区内団体	
募集期間	4月1日~5月31日	10月3日~11月4日
募集件数	各 25 件程度 (計 50 件)	
承認件数/応募件数	25 件/87 件	25 件/45 件
助成額	1 事業当たり 上限 40 万円 (補助率 2/3)	
分野	音楽9件、演劇2件、 伝統芸能4件、美術5件、 舞踊3件、その他2件	音楽 15 件、演劇 3 件、 伝統芸能 1 件、美術 2 件、 舞踊 2 件、その他 2 件
助成承認額	各 1,000 万円 (計 2,000 万円)	

[※]助成事業の一覧は、助成金額確定後6月頃に区ホームページに掲載します。

2 令和5年度実施予定について

令和4年度に引き続き、区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するため文化・芸術活動助成を実施します。

なお、本募集は令和5年度予算案が区議会で可決・成立した場合に実施することとなります。

(1) 募集概要

対象者	直近3年以内に区内で2回以上の活動実績を有する区民または 区内団体
募集件数	25 件程度
助成額	1事業当たり 上限 40 万円 (補助率 2/3)
募集期間	4月1日~5月31日

(2) 審査スケジュール (予定)

<u> </u>	
5月31日	申請書類締切
6月中旬~7月上旬	事前書類審査
7月下旬	審査部会
8月上旬	承認・不承認通知発送

令和5年度杉並区文化芸術活動助成金募集要項(案)

杉並区は、区内で行われる文化芸術活動事業に係る経費の一部を助成することを通して、 区民や区内に拠点を持つ団体が区内で行う多様で創造的な文化・芸術活動を支援するととも に、区民の文化芸術活動への参加や地域での鑑賞機会の充実を図っています。

つきましては本要項に基づき、令和5年度文化芸術活動助成金を募集することとしました のでご案内します。

[助成金額] 1事業当たり上限40万円(補助率2/3)

[承認予定件数] 25件程度

[事業実施対象期間] 令和5年4月1日(土)~ 令和6年3月31日(日)

[受付期間] 令和5年4月3日(月)~ 5月31日(水)必着

[提出方法] 郵送または窓口持参

※申請内容に基づき審査を行います。申請書類に不備がないか十分ご確認の上、ご提出 ください。

問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 芸術活動助成金担当 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7 階 電話 03-5307-0734 (直通)

Eメール bunka-g@city.suginami.lg.jp

公表:令和5年4月1日

1 対象者

直近3年以内(令和2年(2020年)4月1日~令和5年(2023年)3月31日)に、<u>杉並区内</u>で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした事業を<u>2事業以上</u>実施した実績を有する個人または団体。

(1) 個人の要件

申請時点で杉並区に住民登録をしていること。

※住民票、免許証、保険証等のいずれかを提出(写し可)すること。

(2) 団体の要件

次の(ア)~(エ)を全て満たしていること。

- (ア)団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- (ウ)団体の本部事務所や本店所在地が杉並区内に存在すること
- (エ) 定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること(上記ア〜ウが<u>定款等に</u>明記※ されていること)
- ※(ア)について、総会等の内容や開催時期・意思決定プロセスなどが明記されていること。 (イ)について、会計年度や予算、決算の仕組みについて明記されていること。なお、役職 だけの記載(役員1名、会計1名等)は経費の負担が分からず要件が明記されていな いと判断し、助成の対象にはなりません。
- ※<u>杉並区を中心に活動している団体(法人)で、区内で事業を企画していても、主たる事務</u> 所の所在地が区外の場合は、助成の対象にはなりません。
- 申請者は事業を<u>**主体的**に</u>実施し、事業に要する経費を負担することが必要です。 ※対象とならない例
 - →ゲストとしての出演、実行委員会形式の事業の参加者等
- 個人または団体が複数集まり実施される事業については、事業全体を1事業として取り扱います。実施する個人または団体ごとの申請はできません。
 - ※対象とならない例
 - →実行委員会形式により複数会場で実施する事業の事業ごとの申請
- 団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を 団体の実績とすることはできません。
- 同一申請者による重複申請はできません。

なお、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その他の公法人及びこれに類する団体
- 直近3年度に納付すべき住民税(区市町村民税及び都道府県民税)、事業税(法人の場合は法人事業税)に滞納または未申告があること。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

2 対象事業

申請者自らが主催者となり、<u>広く一般公衆に鑑賞させることを目的として</u>実施する文化芸術活動事業(音楽、演劇、舞踊、美術、映像または伝統芸能等)で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1)対象期間内に、区内で実施される事業またはオンラインで実施する事業であること。 なお、オンラインのみで事業を実施する場合は、区内のホールや劇場・ライブハウス等、<u>利</u> <u>用料金が明示されている施設</u>を会場として行うライブ配信、または収録配信であること、 インターネット上のWEBサイトで<u>不特定多数の方</u>が見ることができる方法で実施すること を要件とします。
- (2)広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供されること。
- (3)新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の最新の「新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針」等に沿って、3密(密閉・密集・密接)対策やアルコール消毒、検温の実施 等を行い、区民等が安心して芸術鑑賞できる環境を整えて実施する事業であること。
- (4) 以下の事業に該当しないこと。
 - 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けている 事業
 - 政治目的又は宗教活動を有する事業
 - カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員 に向けに行う事業
 - 申請者に対する寄附や署名活動を行う事業
 - 文化祭や音楽祭等、学校教育活動の一環として行う事業

3 対象期間

次の期間に杉並区内またはオンライン(「2 対象事業(1)」参照)で実施される事業

対象期間:令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)

※申請時に事業が終了している場合においても、上記期間内に実施した事業であれば申請可能です。また、事業の交付決定(令和5年8月上旬予定)までに実施する事業については「杉並区文化芸術活動助成金交付申請書(第1号様式)」の「事前実施」欄にチェックしてください。

4 助成金額と助成予定件数

(1) 1事業当たり:上限40万円(助成対象経費の2/3)

対象経費の合計額	助成金額
(1)60万円以上	40 万円
(2)60万円以下	対象経費の 2/3

(2) 助成予定件数:申請書類の内容を審査の上、25件程度助成します。

5 申請の手続き

(1) 申請受付期間

令和5年4月3日(月)~5月31日(水)必着

(2) 申請受付方法

郵送または窓口持参にて受付します。

申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0504/1086238.html



以下の申請書類を各1部(<u>A4サイズ</u>で印刷すること)提出してください。 なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

【申請書類一覧(各1部)】

1	杉並区文化芸術活動助成金交付申請書(第1号様式)
2	事業計画書
3	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
	個人で申請する場合:住民登録を証する書類(住民票、免許証、保険証等)※写し可
4	団体で申請する場合:「1対象者の(2)」を満たす定款又はこれに準ずる規約、会則等
(5)	令和2年4月1日~令和5年3月31日に 区内で 広く一般公衆に鑑賞させることを目的に 実施された公演や展示会等の資料(申請者が主体的に実施していることがわかる 資料を 2事業以上 提出してください。) 例:主催者、事業日時、内容が分かるプログラム、チラシ等。WEB上での告知記事等 は、画面のスクリーンショットを添付すること。



6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳	
	1. 作品借料	作品借料(保険料を含む)	
	2. 制作費	作品制作費(制作材料費、機材使用料、作品の電子データ化等)	
	3. 出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等	
	4. 音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等	
	5. 文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、 照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等	
	6. 会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料	
III 1	7. 舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、 舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等	
成	8. 設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等、WEBサイト作業費	
助成対象経費	9. 運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、使途の判断が出来ないものは除く	
費	10. 謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等	
	11. 通信費	案内状送付料等	
	12. 宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り等)、入場券販売手数料、 WEBサイト費(運営費は含まない)、立看板費等	
	13. 印刷費	プログラム印刷費(無償配布の場合)、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等(デザイン費・紙代含む)	
	14. 配信·記録費	図録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る	
	15. 感染症対策	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計等の購入費、PCR 検査費用等 ※なお、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止 された場合でも対象経費とします。	

	○有料頒布するプログラム、図録等の作成経費		
	○レンタカー代、交通費、駐車場代、高速料金、燃	料費、宿泊費、催事保険料等	
対	○自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料		
象	○団体または個人の財産となる物品等の購入費等(感染症対策に必要な物を除く)		
外	※感染症対策に必要な物であってもパソコンやビデオカメラ等汎用性がある物品は対象外		
経	○団体の運営維持費 (ホームページ運用費等)	○印紙代、振込手数料	
費 (例)	○飲食費	○支給品・記念品代	
(53)	○立替払いにより支払われた費用	○カラオケ代	
	○助成金報告書作成経費	○USB、SDカード	

※対象経費については、必要に応じて積算根拠書類を提出いただく場合があります。

7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会(以下「審議会」という。)において、 以下の視点を基に審査します。 申請書類を基に審査を行いますので、できるだけ具体的に記載し てください。

(主な審査基準)

- 事業計画の具体性・実現性、収支予算の妥当性
- 区民との関わりや地域への波及効果
- 文化芸術活動としての継続性
- 上記のほか、加点対象として、以下の項目を設定します。
 - ・「国際的・全国的に認められている活動か」
 - ・「杉並の地域で著名な活動か」
 - ・「杉並の地域資源・文化資源を生かした活動か」
 - ・「社会貢献的な要素があるか」
 - 「新規性のある活動か」」

8 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず令和5年8月上旬(予定)までに文書での通知を行います。申請件数や審査の進捗状況によって通知時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

9 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を 取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備(助成金の額に係るものに限る)があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (4) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (5) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (6) 区が定める期間内に募集要項に定める必要書類等を提出しないとき
- (7) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (8) 審査の公平性・公正性を害する行為があった場合

申請者(申請予定者の関係者を含む。)は、本募集開始から交付・不交付決定通知が来るまでの間、審議会委員及び本審査に関係する区職員と接触することはできません。接触が認められた場合は、失格となります。

この場合の接触とは、当該助成金審査に関し、利害関係者のある者が、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他者を不利にする審査の公平性・公正性を害する行為のことをいい、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要項に基づき区へ質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一員となる団体(区との契約の相手方である等の利害関係がない

ものに限る。)と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席(当該団体が参加 関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。)

- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- (9) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく 命令に違反したとき

10 事業報告・領収書について

(1) 交付決定を受けた場合は、事業終了後<u>1か月以内</u>に以下の書類を郵送または窓口持参で文化・交流課にご提出ください。3月に実施する事業についても、令和6年3月31日(日)までにご提出ください。

【事業終了に伴う書類一覧(各1部)】

1	杉並区文化芸術活動助成金事業完了報告書(第4号様式)
2	収支決算書
(A)	領収書(助成対象経費に係るもののみ)の原本
3	※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
4	領収書(助成対象経費に係るもののみ)の写し
(5)	事業完了報告書に記載のある感染症対策が確認できる写真
6	事業内容がわかる資料 (チラシ、記録写真等)
7	杉並区文化芸術活動助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)

- (2) 提出する領収書は以下の点に注意してください。
- ○宛 名: <u>申請者名(団体で申請のときは団体名) または代表者名が記載</u>されたものであること (略称は不可)
 - ※認められない例: 名字だけのもの(○杉並 太郎 ×杉並)、宛名のないもの(上様も不可)、申請時の団体名(または代表者名)以外の宛名が記載されたもの
- ○品 名: 具体的な品名が明記されたものであること ※「お品代」は認めることはできません
- ○発行者:発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、原則として領収印が押印されたものであること(領収印が必要ない場合もありますので、P10の Q&A (Q3-2)をご参照ください。)
- ○日 付:事業を実施する上で適正な日付のものであること
- ※「領収書」の表記がない、いわゆる「レシート」は認めることができません。
- <u>※口座振り込み等で領収書が発行されない場合は、請求書と口座振込明細書の両方の提出が必要となります。</u>

11 助成金額の確定及び支払い

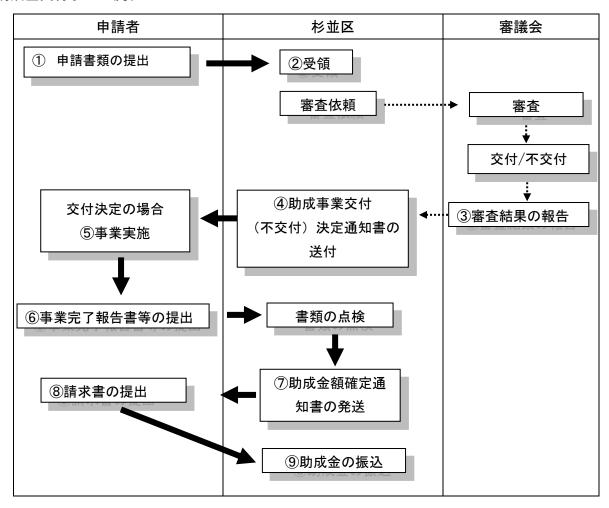
ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額(上限 40 万円、補助率 2/3、1,000 円未 満切り捨て)を確定します。事業報告書類に不備がないことが確認した後、杉並区文化芸術活動助 成金額確定通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込 みします。

例) 対象経費の領収書として認められるものが 60 万円以上の場合: 助成額 40 万円 30 万円分の場合: 助成額 20 万円

12 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合、非開示とすべき情報を除き公 開の対象となります。
- (2) 申請後、交付決定された事業の内容に変更が必要となった場合または事業を中止する場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を翌年度の6月頃に区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 承認された事業は、職員等が実施状況確認のために現場調査(モニタリング)を行うことがあります。
- (6) 助成対象事業となった場合、事業のチラシ・ポスター等の制作物に、ロゴマークと「杉並 区文化芸術活動助成事業」であることを明記してください。なお、事業承認前にチラシ・ ポスター等の制作物を制作する場合はこの限りではありません。

■助成金交付までの流れ



★文化芸術活動助成金ロゴマーク



杉並区文化芸術活動助成事業

13 助成金Q&A

【対象者について】

- Q1-1 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか?
- A1-1 年齢要件はありません。
- Q1-2 国籍を問わず申請が可能でしょうか?
- A1-2 「1 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。
- Q1-3 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか?
- A1-3 「1 対象者」の条件に該当していれば可能です。
- Q1-4 7月から3か月連続で行う企画ですが、3回とも助成対象になりますか?
- A1-4 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます(3回分で上限40万円)。
- Q1-5 設立したばかりの団体で、活動実績がありません。助成の対象となりますか? 杉並区民ですが、活動実績がありません。助成の対象となりますか?
- A1-5 対象となりません。
- Q1-6 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか?
- A1-6 区内で実施予定の場合は申請可能ですが、確定していることが望ましいと考えます。 ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。
- Q1-7 杉並区民ですが、直近の活動が令和2年3月では助成の対象とならないのでしょうか? A1-7 対象となりません。
- Q1-8 令和2年4月に開催を予定していた事業が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。この場合助成の対象とならないのでしょうか?
- A1-8 原則、令和2年4月1日~令和5年3月31日までに事業の実績を2回以上有することが必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、期間内にやむを得ず中止となってしまった事業がある場合には、中止事業も実績に含めるものとします。中止となったことがわかる資料(作成済みのチラシ、企画書等)をご提出ください。
- Q1-9 主催する事業について申請を検討していますが、令和2年4月1日~令和5年3月31日まで の実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合は助成の 対象にならないのでしょうか。
- A1-9 原則、事業を主催した実績が要件となりますが、審議会で事業を主体的に実施していると認められる場合は対象となることがあります。

- Q1-10 活動メンバーの 1 人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象に なるのでしょうか?一方の団体のみ対象となるのでしょうか?
- A1-10 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。
- Q1-11 本助成金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか?
- A1-11 申請できません。
- Q1-12 令和4年度の「文化芸術活動助成金」に申請し採択されたが、申請は可能でしょうか?
- A1-12 可能です。
- Q1-13 オンラインのみで実施の場合の、「インターネット上の WEB サイトで不特定多数の方が見る ことができる方法で実施すること」とはどのようなことでしょうか?
- A1-13 例えば会員制等、特定の団体に所属している方のみしか見られないのではなく、広く一般公 衆がみれる状態であることを言います。なお、無料、有料は問いません。
- Q1-14 すでに事業が終了していますが、申請は可能でしょうか?
- A1-14 令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)に実施した事業は可能ですが、助成を保証するものではありません。

【申請について】

- Q2-1 承認予定件数 25 件程度とありますが、先着順でしょうか?
- A2-1 先着順ではありません。募集期間終了後に審査を行います。
- Q2-2 助成金の申請者(団体名または代表者名)と領収書等の宛名(団員の個人名)が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか?
- A2-2 認められません。助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。
- Q2-3 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか?
- A2-3 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。
- Q2-4 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか?
- A2-4 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが 出演者Bへの支払いは認められません(公人としての申請者を個人と区別しています)。
- Q2-5 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず 対象となると理解してよいでしょうか?
- A2-5 事業の実施に係るホームページ開設費用は対象としますが、運用費 (ランニングコスト) は対象外となります。

- Q2-6 感染症対策として出演者全員でPCR検査を定期的に受ける予定です。必要経費と考えてよいでしょうか?
- A2-6 事業の出演者・スタッフにつき1人1回まで助成対象経費とすることができます。
- <u>Q2-7 「区民が安心して芸術を鑑賞できる環境」とは具体的にどのようなことでしょうか?明確な</u> 条件はあるのでしょうか?
- A2-7 3密の回避など例示をあげていますが、明確な条件はありません。国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に、施設の特性や来場者の協力も含め、個々に対策を講じてください。

【その他】

- Q3-1 助成の時期はいつ頃になるのでしょうか?
- A3-1 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り 込みます。
- Q3-2 押印されていない領収書は、無効でしょうか?
- A3-2 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。
- Q3-3 本助成金は課税対象となるのでしょうか?
- A3-3 課税対象となります。
- Q3-4 区の方針が変わり「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止された場合は 感染症対策は必ず実施しなくてはなりませんか? (現時点での区の考え)
- A3-4 主催者の各自の判断になり、必ずしも実施する必要はありません。

杉並芸術会館の運営に係る意見とそれを踏まえた今後の運営の方向性(案)について

- ○杉並芸術会館(以下「会館」という。)は、これまで杉並芸術会館芸術監督(以下「芸術監督」という。)の統括の下、指定管理者が、「杉並区立杉並芸術会館の管理運営に関する基本協定書(以下「協定書」という。)に掲げた「運営基本方針」等に基づき、舞台芸術の創造及び発信並びに区民の文化活動の拠点として、運営を行ってきた。
- ○こうした会館の運営について、資料2別紙1「杉並芸術会館の運営に係る基礎資料」及び資料2別紙2「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(以下「劇場法」という。)を基に、杉並芸術会館の 運営に関する懇談会等の意見を聴取し、それを踏まえた「今後の運営の方向性案)」を作成したものである。
- ○この「今後の運営の方向性(案)」について、当審議会の意見を踏まえて必要な修正の上、区として取りまとめ、次期芸術監督及び指定管理者と共有し、今後の会館運営を図ることとする。

1 運営体制等について

項目	主な意見(○評価できる点、●改善すべき点)	今後の運営の方向性(案)
(1) 芸術監督の配置	○公共劇場である会館は、劇場法に基づく機能・役割を果たしていく必要がある。そのために	◇区の専門非常勤職員である芸術監督が公共劇場
・芸術監督は、区の専門非常勤職員として配置し、	は、指定管理者による取組を統括する芸術監督の配置は有効な仕組みと考える。	の事業を統括する仕組みは、劇場法の規定を踏
芸術文化普及振興事業の企画・実施等を統括し	○次期の芸術監督には、これまでの地域の振興や次世代を育む視点に立った運営などの継承	まえ、芸術文化普及振興事業を効果的に実施す
ている。	すべき取組に加え、時代の変化等に応じた新たな取組にも一層チャレンジするなど、指定管	るために有効であり、引き続き芸術監督を配置
	理者と共により良い会館運営を図ることを期待する。	していく。
	●現在、芸術監督の任期は3年(更新可)であるが、中・長期的な視点で芸術文化普及振興事	◇芸術監督の任期については、事業の安定性・継
	業を実施していくためには、もう少し長いスパンに見直す必要があるのではないか。	続性等を考慮し、現行の3年間から5年間に拡
		大する。
(2)協定書第29条に基づく「3分の1ルール」の	○指定管理者が、年間事業経費の3分の2以上をチケット収入や助成金収入で賄う仕組みは	◇指定管理者が国の助成金や企業からの協賛金等
運用	全国に例が無いものであり、これに対応している現在の指定管理者の経営努力は高く評価	により独自に財源を確保して事業を実施してい
・指定管理料は事業実施に要する経費の3分の1	できる。	く仕組みは有意義であるため、引き続きこうし
以内とし、残りの3分の2は指定管理者が事業	○事業費総額をどのレベルに設定するかという問題はあるものの、区の指定管理料が3分の	た仕組みを活用していく。
収入により財源を確保する。	1で大きな事業効果を挙げているという点で、区は指定管理者制度を上手く活用している	◇なお、区は令和3年度の住民監査請求に対する
	と言える。	監査結果を踏まえ、指定管理者による各年度の
	●このルールがあることで、指定管理者の公募に応募するハードルが高まっている印象があ	収支報告書の確認等に細心の注意を払うことと
	るため、次期指定管理者の公募に当たり、改めて、財政効果を含めた検討が必要ではない	する。
	カ 。	

2 運営状況について

項目	主な意見(○評価できる点、●改善すべき点)	今後の運営の方向性(案)
運営基本方針	○座・高円寺1の主催公演は、全体として作品の質が高い点が評価できる。今後も、芸術監督	◇座・高円寺1は、引き続き主催・提携公演の場
(1)優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供	による提案・助言の下、優れた舞台芸術を提供する場としての運営を図っていくべきと考え	として運営し、優れた舞台芸術の提供に努める。
・優れた舞台芸術(演劇や舞踊など)を創り出し、広く	る。	◇その中で、主催公演については、次期の芸術監
区内外に発信することにより、区民等に鑑賞の機会	○「座・高円寺ダンスアワード」は、若者にチャンスを与える機会として良い取組である。ま	督の統括の下、公共性や社会性を考慮した作品
を提供するとともに、舞台芸術に対する関心を呼び	た、「世界をみよう!」や「劇場へいこう!」も評価が高い。	を含め、時代の変化に応じた作品の充実に取り
起こし、愛好者の拡大と舞台芸術の振興に貢献する。	○座・高円寺1での公演は、若い劇団等のステータスとなっており、今後も提携公演枠を活用	組んでいく。
	してこれらの劇団にチャンスを与えることができる運営に努めてもらいたい。	◇また、区内団体や若い劇団を育成する視点を考
	●若い劇団等のチャンスを広げるためには、提携公演のうち公募公演の枠を拡大することも	慮した主催・提携公演の企画・実施を図ってい
	有効ではないか。	< ∘
	●今後は、公共劇場としての価値を高める観点から、時代の変化に応じた公共性や社会性を考	
	慮した作品を充実していく必要がある。	

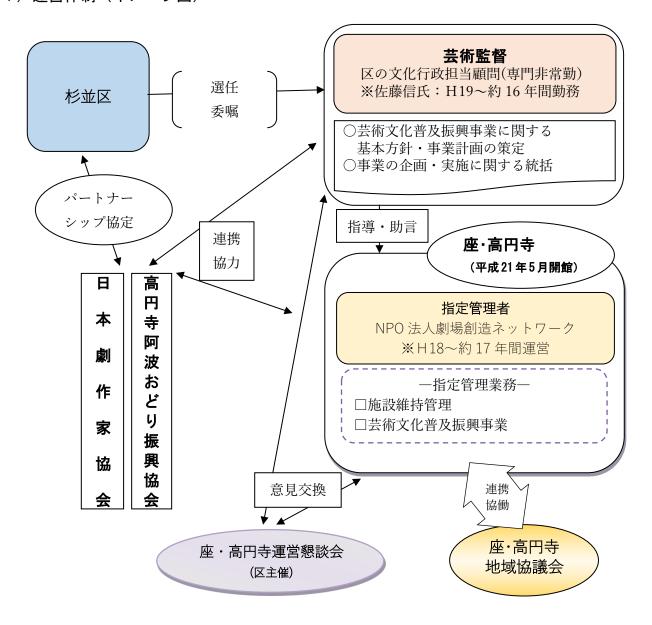
		資料2
項目	主な意見(○評価できる点、●改善すべき点)	今後の運営の方向性(案)
 運営基本方針 (2) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場の提供 ・区では、世代を超えて、多くの人々が多様な文化活動を展開している。こうした区民の文化活動のニーズに応えるとともに、地域の様々な文化活動の創造と発信のための活動を支援するために、区民自らが文化活動に参加し、交流できる場を提供する。 	 ○会館では、座・高円寺1で行う主催・提携公演により優れた舞台芸術を提供する一方、座・高円寺2と阿波おどりホールを区民等に貸し出し、多様な文化活動等の場を提供している。このように施設内スペースの役割を明確化し、効率的・効果的に運営している点は、評価できる。 ○座・高円寺2と阿波おどりホールの区民利用率は過去5年間平均で80%、97%と高く、多くの区民等のニーズに対応している。 	◇区民等の多様な文化活動や交流の場の提供は、 引き続き座・高円寺2及び阿波おどりホールを 核として行う。
運営基本方針 (3) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業の実施・将来の舞台芸術を担っていく子どもたちをはじめ、全ての年代の区民を対象として、演劇など舞台芸術を中心に芸術文化への理解と見識を育むための教育的事業などを多面的に実施することで、新しい文化活動を区に生み出し、発展させていくための事業展開を図る。	 ○「劇場へいこう!」や「絵本の旅@カフェ」などの子どもたち向けの事業を毎週継続して行っていることは大変素晴らしい。こうした事業の中で、若い芸術家が子どもに教えている点も評価できる。 ○子ども向けの作品を上演している劇場は多いが、会館では、子どもと保護者、教育関係者の視点に立った事業を行っているように見受けられ、特長的である。 ○「芸術鑑賞教室」は、各家庭の経済状況に関わらず全員が鑑賞できる。また、児童にチケットを用意し、スタッフがもぎりを行い、実際の公演と同様の体験ができる工夫もある。さらに、質が高く、美的センスがあり、哲学的なものを子どもに観せている。海外の作品は初演だと日本人の感覚とずれてくるところがあるが、それを芸術監督が上手く調整している。 ○「劇場創造アカデミー」で学んだ者が俳優や劇場スタッフとなっている点は、劇場法に定める人材育成を具現化した取組として評価できる。 ●今後は、中・高校生をターゲットとした事業(演劇部への指導・助言、主催提携公演への招待等)への配慮があると良い。 	◇乳幼児から中・高校生までを対象とする各種教育プログラムは、子どもの心の豊かさを育む基盤づくりにつながるものであるため、今後も継続して行っていくことを基本とし、必要な見直し・改善に努めながら、多様な世代が参加できる事業の充実・発展を図る。
運営基本方針 (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持った運営 ・会館の運営は、まちづくりと密接に関わっており、 地域振興に重要な影響を与えるものである。そのため、指定管理者は、まちの一員としての自覚を持ち、 阿波おどりの盛んな高円寺地域の個性と結びついた文化の創造と発信を行うとともに、地域の賑わいの創出など、地域振興の視点を持って施設を運営する。	○劇場法において、劇場は舞台芸術公演のみならず、+ α の取組(地域における実演芸術の振興や学校教育との連携等)が求められており、会館が地域を巻き込んだ運営と子どもの居場所づくりに関する取組を行っていることは高く評価できる。 ○会館は、高円寺四大まつりの運営・広報協力や関連展示などを通じて地域に貢献している。この間も、高円寺演芸まつりでは、劇場スタッフからの出演候補者の情報提供により公演の質が高まった。東京高円寺阿波おどりについても、コロナ禍で屋外公演が中止となる中で、座・高円寺1での提携公演を行うなど、地域に根差した協力関係があることを心強く思っている。	◇今後も「地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。」とする劇場法の規定を踏まえ、地域の振興とまちづくりの視点を持った会館運営を図る。
運営基本方針 (5)区民との協働による施設運営	○「杉並芸術会館に関する運営懇談会」及び「『座・高円寺』地域協議会」は、いずれも地域と会館をつなぐとともに、より良い運営を図るための仕組みとして有効である。●上記の懇談会と協議会については、今後の委員構成(公募やジェンダーバランス等)への配慮があると良い。	◇運営懇談会及び地域協議会は、区民等の意見を聞き取り、施設運営に反映できる貴重な機会であるため、引き続き、有識者や地域団体関係者等と連携・協力しながら、より良い施設運営を図る。◇なお、懇談会と協議会の今後の委員構成等については、双方の意見を聴取しながら、今後のあり方を検討していく。

営する。

杉並芸術会館(座・高円寺)の運営に係る基礎資料

1 杉並芸術会館(座・高円寺)の運営体制等

(1) 運営体制 (イメージ図)

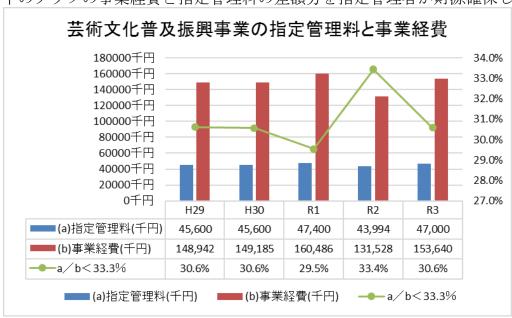


(2) 芸術文化普及振興事業の財源確保

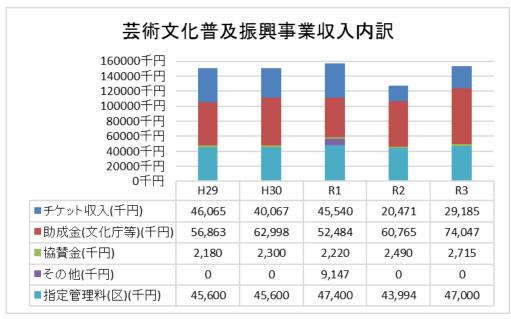
座・高円寺で実施している芸術文化普及振興事業について、協定書第29条により、事業実施に要する経費の3分の1以内で指定管理料を支払うこととしており、残りの3分の2については、指定管理者が文化庁からの事業助成や企業からの協賛金などを継続して獲得し、財源を確保している。

【実績】

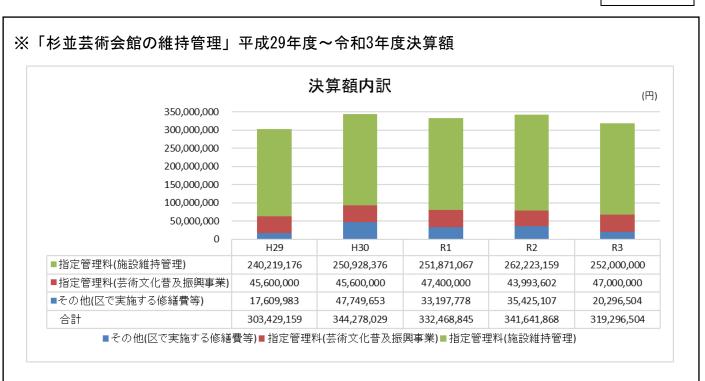
下のグラフの事業経費と指定管理料の差額分を指定管理者が財源確保している。



※R2:指定管理料が事業経費の3分の1を超えているのは、基本協定書に基づく 指定管理料の返還(約500万円)により、消費税が減額されたことによる。



※R1 の「その他」:新型コロナウイルスの感染拡大の影響により施設が休館(令和 2 年 3 月 9 \sim 31 日)したことに伴う指定管理者の損害等の区負担分である。



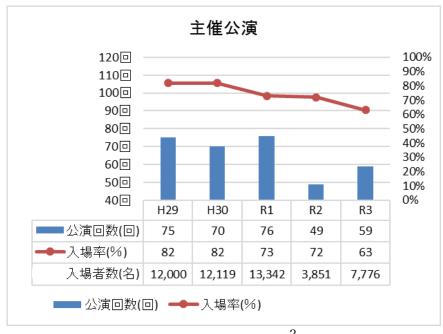
座・高円寺運営基本方針に基づく事業実績

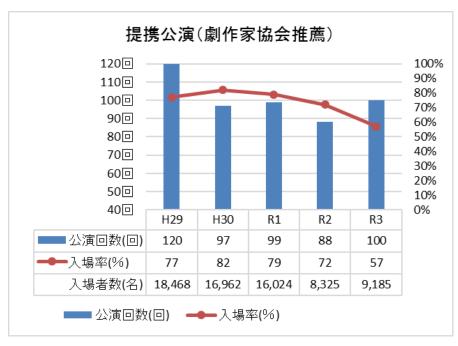
- (1)優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供(協定書第3条基本方針(1))
- ①年間約30プログラムの舞台公演

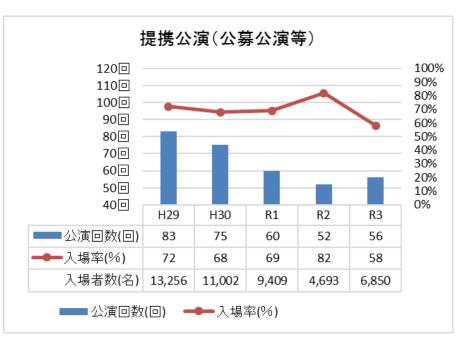
座・高円寺1及びけいこ場を指定管理者の主催・提携公演事業用のホールと設定し、年間約 30 プログラムの公演を実施している。主催公演については、レパートリーとして繰り返し鑑 賞できるような作品作りを目指し、提携公演については、区とパートナーシップ協定を締結し ている日本劇作家協会の推薦プログラムと、公募による舞台芸術作品、高円寺地域の四大まつ り関連のイベント等を上演している。

【実績】

<主催・提携各公演の公演回数・入場率(H29~R3)>







②主催・提携各公演の令和4年度のトピックス

主催公演	5年ぶりとなる新作(星の王子さまを題材とした作品)を上演した($9\sim10$ 月)。
提携公演 (劇作家協会推薦)	座・高円寺1で公演する機会が少ない小規模な劇団(8団体) が、座・高円寺1の舞台をシェアし、公演する(3月)。
提携公演 (公募公演等)	座・高円寺2で公演実績を積んだ区内団体(1団体)が公募に 応募・選定され、座・高円寺1で公演した(4月)。

③指定管理者主催事業

<座・高円寺ダンスアワード>

平成23年度に始まった当事業は、富山県で開催されているダンスコンクールの趣旨に賛同し、ダンス創作のあたらしい才能を発見し育成することを目指して始めた事業である。教育現場と交流を持つこと、海外の芸術教育環境を学生たちに体験してもらうことにより、国際交流と芸術分野における将来的な人材育成につなげる。当初は韓国国立芸術大学と、令和元年からは、国立台北芸術大学との共同プロジェクトとなっている(令和4年度:出演者数17名、入場者数96名)。



<リトル高円寺>

子どもたちにとって劇場を身近な存在にすることを目指して始めた事業の一つ(平成 21 年度開始)。通年で週末に開催している子どものためのワークショップ「絵本の旅@カフェ」「みんなの作業場」での活動を主軸に、座・高円寺1を毎年ゴールデンウィークに遊び場に変身させる。年ごとに変わる遊びの空間や遊びの内容は、制作スタッフを中心に専門チームを組み半年かけて立案。



令和4年度からは、過去に「リトル高円寺」を楽しんだ子どもたち(中学生~社会人)も巻き込み、世代を超えて話し合い、考え、遊ぶプロジェクトとして運営している(令和4年度: 入場者数2,414名)。

<世界をみよう!>

年齢や国籍を問わず、乳幼児から楽しむことのできる、小さな舞台作品を世界各国から招へいし上演するプログラム。平成21年度から毎年7月に実施。今までに延べ52作品、15の国からアーティストを招いている(令和4年度:入場者数1,406名)。座・高円寺で製作した作品『ピン・ポン』は、平成22年度より毎年上演、平成24年度からは文化庁巡回公演として選ばれるなど、



国内外で上演を重ねている。期間中、ロビーでは高円寺を中心とした古書店、雑貨店などによる「夏の本の楽市」を開催。来日アーティストによるワークショップも併せて実施している。

<劇場へいこう!>

区内等の子どもたちに優れた舞台芸術を見てもらうためのプログラム。毎年9~10月の約1か月間実施。初年度の平成21年度は、区立小学校の4年生全員を劇場に無料招待(詳細 P9)。平成24年度からは企業からの協賛金により中学生以下の子どもたち全員を無料招待。平成29年度からは、「劇場へいこう!サポーターズ」をつくり、地域の企業、団体からも協賛金を得て、中学生以下の子



どもたち全員が無料となるプログラムを継続している(令和4年度:入場者数5,086名)。

上演作品は毎年2作品。宮沢賢治の作品をもとに食育や命の大切さを表現した西沢栄治演出『フランドン農学校の豚〜注文の多いオマケ付き〜』。令和4年初演を迎えた最新作『小さな王子さま』は、イタリアの演出家テレーサ・ルドヴィコと美術家ルカ・ルッツァの3本目の作品。『フランドン農学校の豚』は、文化庁巡回公演として4年連続選ばれる。

くピアノと物語『アメリカン・ラプソディ』 『ジョルジュ』>

劇場プレイベント(平成 20 年度)から続くレパートリー作品。出演者が変わることで、毎年新鮮な舞台を提供することができる(令和4年度:入場者数 1,224 名)。ロビーでは、公演に合わせて高円寺を中心とした古書店、雑貨店などによる「冬の本の楽市」を開催。「みんなの作業場」(P11 参照)で子どもたちとワークショップで作ったクリスマスの装飾の展示も毎年行っている。



④主催・提携公演に係る広報・宣伝

ホームページ、SNS、シアターコミュニケーションマガジン(毎年3月、9月発行)、年間の公演プログラム説明会(毎年3月末開催)等で主催・提携公演の広報・宣伝を行う。また、1階ロビーに「道草カウンター」を設置し、区内の公演情報等を発信している。

⑤主な受賞歴

平成 26 年度 地域創造大賞(総務大臣賞)

地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化 施設を顕彰するもの

平成30年度 児童福祉文化賞推薦作品 舞台芸術部門 『ピノッキオ』

平成28年度~令和3年度に主催公演として上演

平成30年度厚生労働省社会保障審議会推薦『フランドン〜注文の多いおまけ付き』

平成30年度~主催公演として上演

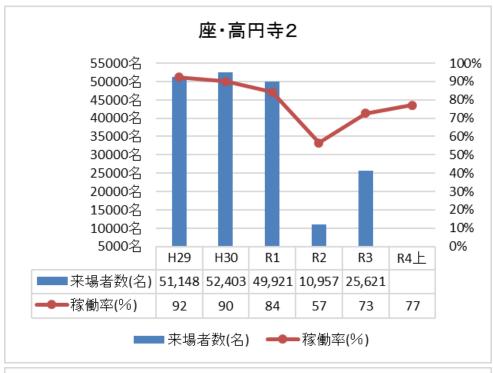
(2) 区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場の提供(協定書第3条基本方針(3))

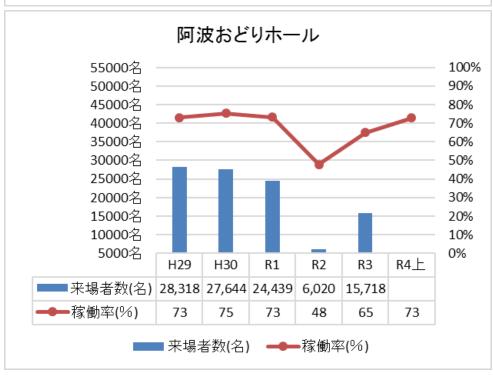
①座・高円寺2と阿波おどりホールを区民等に貸出

座・高円寺1 (238 席)及びけいこ場は優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供のために指定管理者が主催・提携公演を実施するホールとする一方、座・高円寺2 (256 席)及び阿波おどりホール (130 名)については区民等へ貸出しを行っている (平成29 年度~令和3 年度の5 年平均:座・高円寺2 区民利用率80%、阿波おどりホール区民利用率97%))。

【実績】

<座・高円寺2及び阿波おどりホールの来場者数・稼働率(H29~R4上半期)>



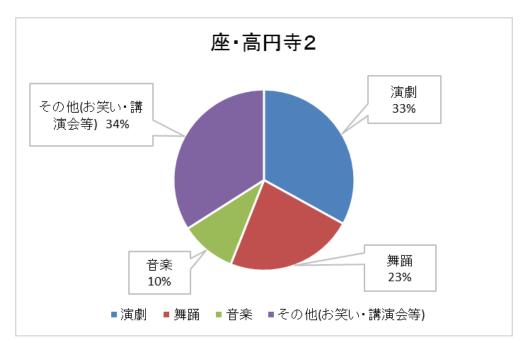


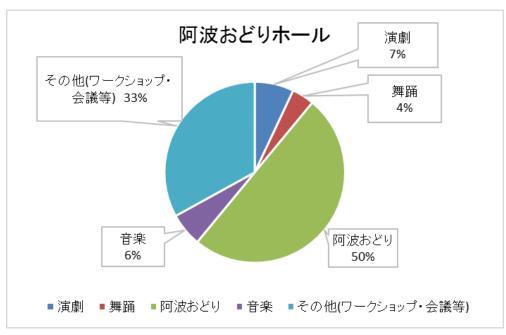
<政令指定都市・特別区の劇場音楽堂等との稼働率比較(H30~R2 平均)>

	座•高円寺	政令指定都市•特別区平均※
	利用コマ換算(1日3コマ)	日数換算(1コマ以上の利用で1カウント)
ホール2(座・高円寺2)	77%	63%
ホール3(阿波おどりホール)	65%	58%

[※]①②から算出した3カ年平均(公表値は令和2年度まで)

<座・高円寺2及び阿波おどりホールの利用ジャンル>





①平成30年度分

[「]令和元年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」の2番目に大きいホール及び3番目に大きいホールの稼働状況より算出。 ②令和元年度及び令和2年度

[「]令和3年度劇場音楽堂等の運営に関するコロナ感染症影響調査報告書」のホール2の稼働率及びホール3の稼働率より。

(3) 舞台芸術の普及・向上を図るための環境をつくり、発展させるための事業 (協定書第3条基本方針(2))

座・高円寺では、幅広い世代が舞台芸術を学び、親しむことができる教育プログラムを、 年間を通して実施しており、施設としての特長の一つとなっている。

①小学4年生を対象とした演劇鑑賞教室等(劇場へいこう!)

平成21年度から全区立小学校及び近隣私立小学校の4年生を、演劇公演(主催公演「劇場へいこう!」)に無料招待している。また、希望する学校を対象に、その演劇の関連プログラム(※)を行っている。

【実績】

7 1272			
	参加学校数	参加生徒数	関連プログラム(※)
	(区立/私立)	(教員含む)	参加学校数
H30年度	41校/1校	3,654名	11校
R1年度	41校/2校	3,930名	12校
R2年度	0校/1校	88名	11校
R3年度	14校/1校	1,338名	16校
R4年度	38校/1校	3,576名	10校

引率教諭用の手引きの事前配布や、公演終了後の出演者・スタッフによる質疑応答な ど、単なる演劇鑑賞のみならず、児童に寄り添った取組を行っている。

(※) < 希望校を対象とした関連プログラムの内容>

- 舞台裏の紹介(公演終了後に照明や音響、舞台上の仕掛けなどを説明)
- ・リハーサルの見学(児童の鑑賞前に教員がリハーサルを見学できる)
- ・学校でのワークショップの実施(出演者が学校に伺い、作品を題材に歌やダンス、 発声などを児童に体験してもらう)
- ・資料映像の貸出(教員向けの事前資料として)
- ・保護者の方の観劇(児童と同じ日に希望する保護者も観劇可能)

<区立教員アンケート:評価する71%(H30)、81%(R1)、未実施(R2)、79%(R3)、84%(R4) >



最新作「小さなお王子さま」



公演終了後の質疑応答の様子

②劇場創造アカデミー

俳優、演出家、劇場スタッフなど劇場人の育成を目的とした演劇学校(2年制)を平成21年度に開校。公共劇場として地域と結び付いた活動を展開する座・高円寺の事業に触れながら、演劇や劇場について総合的に学ぶ。

【実績】

修業中は、地域のイベントのボランティアとして協力するなど、地域貢献にもつながっている。修了後は、劇作家、演出家、俳優、劇場スタッフ、大道芸人、映像オペレーター、批評家など、多地域に渡り活躍。

<令和3年度>

年間授業数	授業発表・報告会
288コマ	8回

<卒業生数・区民率(直近5年間)>

卒業生数	区民の割合(H30~R4平均)
155人(~11期生)	41.8%



③絵本の旅@カフェ (毎週土曜日実施)

2,000 冊ほどの劇場の蔵書から、季節やイベントによって 250 冊ほどを 2 階カフェに設置。 その絵本を使った絵本の読み聞かせが「絵本の旅@カフェ」で、開館時より続いている。大勢 を対象とした読み聞かせではなく、参加者(対象年齢: 3 歳以上)が自分の好きな絵本を選んで 一人一人読んでもらう。平成 21 年度から累計 473 回実施(令和 5 年 1 月末時点)。

絵本を読む「本読み案内人」は登録したボランティアスタッフで、絵本好きな方、地域の方、 俳優や声優のたまごなど、多様な方が常時20名ほど登録している。

【実績(※延べ参加者数)】



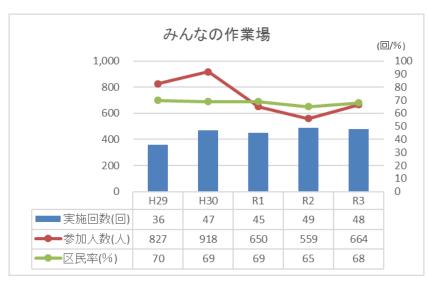


※コロナ禍のR2から約1年間、電話での読み聞かせ「もしもし便」を実施。

④みんなの作業場(毎週日曜日実施)

6~15歳までの子どもたちが、演劇、美術、音楽、ダンスといった国内アーティストだけでなく、「世界をみよう!」で来日した海外のアーティスト、銭湯、デザイン事務所、ふとん店ほか、街で働く皆さんなど様々なジャンルの専門家を招いて「遊び」に挑戦しながら、表現することの楽しさ、面白さを発見するワークショップ。コロナ禍も居場所がなくなった子どもたちに向けて人数を減らして開催。平成21年度から累計553回開催(令和5年1月末時点)。

【実績(※延べ参加者数)】





⑤若者のためのじっくりものづくり塾 (毎週土曜日(下半期)実施)

座・高円寺の舞台の小道具などをつくる場所「作業場」を中心に、小道具や衣装等のものづくりの不思議と面白さを伝える中高生に向けて行っている半年間のワークショップ(平成 23 年度開始)。出来上がった作品は3月にGalleryアソビバ(地下2階)に展示している。

【実績(※延べ参加者数)】

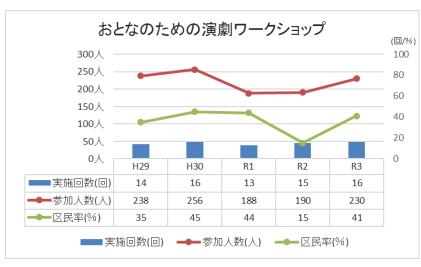




⑥おとなのための演劇ワークショップ

プロの実演家を演出に迎え、18 歳以上の大人を対象に、演劇をもっと日常的に楽しんでもらうために行っているワークショップ(平成23年度開始)。上演作品を決めて稽古し、最終日には観客の前で公演を行う。

【実績(※延べ参加者数)】





- (4) 地域の振興とまちづくりの視点を持った運営(協定書第3条基本方針(4))
- ①高円寺四大まつり(高円寺びっくり大道芸、高円寺阿波おどり、高円寺フェス、高円寺演芸まつり)への協力

<高円寺びつくり大道芸>4月(2日間)

高円寺びつくり大道芸実行委員会主催。平成21年に「座・高円寺」のこけら落としに合わせて始まる。商店街内の特設会場や座・高円寺劇場前広場、公園など高円寺の街全体を会場に、アクロバット、ジャグリング、空中曲芸、中国雑技など、選りすぐりのパフォーマンスが楽しめる。



<高円寺阿波おどり>8月(2日間)

東京高円寺阿波おどり実行委員会及び東京高円寺阿波おどり振興協会主催。昭和32年に、高円寺の街の賑わいを求めて一つの商店街で始まった。その後、隣接する商店街から周辺町会・自治会にも拡大し、現在では1万人が踊り100万人の歓声が響く、東京の夏を代表する風物詩と言われるまでに成長した。座・高円寺では本番の前の昼間の時間帯に、劇場を使った舞台踊りを行っている。



<高円寺フェス>10月(2日間)

高円寺フェス実行委員会主催。平成19年に始まり、近年は約200店舗前後が参加し、延べ約20万人が街を訪れるイベント。様々なジャンルの音楽が鳴り響くストリートライブ、家族で参加できるワークショップ、全国の味が楽しめるフードイベント、人気タレントのトークショー、マニアックさが光る各種展示など、バラエティに富んだ催しが街のあちこちで開催される。座・高円寺では、みうらじゅん、大槻ケンヂの二人によるトークショーが毎年行われている。

<高円寺演芸まつり>2月(10日間)

高円寺演芸まつり実行委員会主催。平成23年に、以前から 高円寺の数か所で行われていた落語等の演芸を冬のイベント として実施した。座・高円寺地域協議会での発案で始まる。 若手芸人を応援する落語、漫才、浪曲、漫談等多彩なプログ ラムが、寺社、銭湯、カフェなど町の中の様々な場所で行わ れていることが特徴。劇場で行う「座・高円寺寄席」は、高 円寺演芸まつりを締めくくる劇場寄席で、「二つ目」として当 イベントに参加した芸人が、今年「真打」として高座にあがる。



【実績】

高円寺四大まつりについては、会場提供や広報協力(ホームページ・マガジンへの掲載、Gallery アソビバ(地下 2 階)での関連展示)、運営協力(舞台機構の相談、出演者のアドバイス、ボランティア募集案内等)を行い、区民等の自主的な文化・芸術活動や商店街の振興を支援した。

②シアターコミュニケーションマガジンの発行(年2回)

高円寺地域の店舗や地域に関連したテーマの特集と座・高円寺での主催・提携公演情報等を掲載した情報紙の発行。マガジンを通じて地域との交流や地域の魅力発信を図る。1発行当たり2万3,000部を区立施設(約90か所)や鉄道各駅(25か所)、都内劇場等に配布している。



③Gallery アソビバ (毎月)

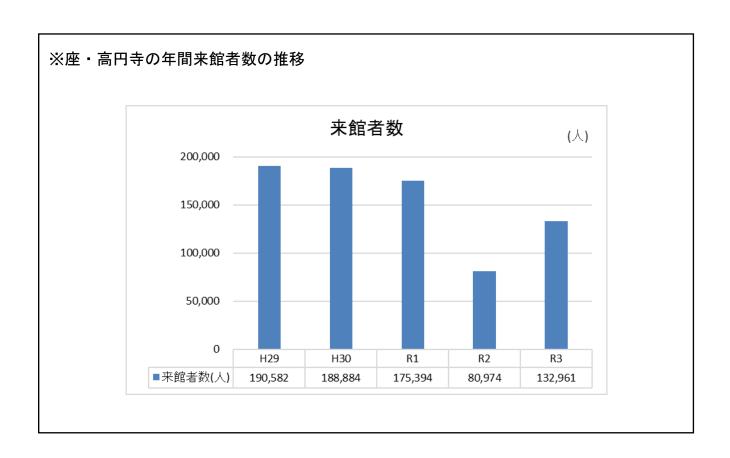
地下2階のロビーを「Gallery アソビバ」とし、開館中は誰もが楽しめる、プロの芸術家による絵画、写真、書、立体作品や、地域の若手アーティストの展示、四大まつりに関連した展示などを1か月単位で行っている。



④座の市(マルシェ)の実施(月1回)

地元商店街と連携して、座・高円寺前広場で、毎月第3土曜日に開催し、地元や交流自治体(北海道名寄市、静岡県南伊豆町等)の野菜販売や地元飲食店による屋台が出店している。令和3年度は約7,200名の来場があった。平成22年度から累計145回開催(令和5年1月時点)。





(5) 区民との協働による施設運営(協定書第3条基本方針(5))

①杉並芸術会館運営に関する懇談会の実施(区主催)

当懇談会は、平成19年度に杉並芸術会館の指定管理業務について広く意見を聴くことを目的として、区が要綱に基づき設置した。例年3回程度実施しており、前年度の事業実施結果や次年度の芸術文化普及振興事業計画に対して、委員から意見を聴取している。

<運営懇談会の構成員(現在男性6名、女性1名)>

- ・学識経験者 4名
- ・杉並区町会連合会の代表 1名
- ・杉並区商店会連合会の代表 1名
- ・杉並区文化団体連合会の代表 1名

<説明員>

- 指定管理者(館長)
- · 杉並芸術会館芸術監督
- ・杉並区文化・交流課 (庶務含む)

②「座・高円寺」地域協議会の実施

当協議会は、平成20年度に座・高円寺の開館を契機として、高円寺地域の方々が集い、高円寺地域の活性化を図ることを目的として、商店街や町会の代表者により設置された。これまでに、当協議会のアイデアから高円寺びっくり大道芸や高円寺演芸まつり、大衆演劇公演が実施された。

令和元年11月以降はコロナ禍で中止となっていたが、令和4年11月に理事会を開き、目的を「座・高円寺の更なる発展と高円寺地域の活性化」に修正し、令和5年3月に再開予定。

<地域協議会の理事(現在男性12名)>

	高南一丁	日町今	1 名
•		H WI →	1 2

- · 高円寺北庚申文化会 1名
- · 高円寺純情商店街 1名
- ・高円寺パル商店街 3名
- ・高円寺北二丁目町会 1名
- ・エトアール通り商店会 1名
- ·新高円寺通商店街 1名
- ・高円寺あづま通り商店街 1名
- · 高円寺南商店会 1名
- · 高円寺北1丁目町会 1名

<庶務>

杉並区文化・交流課

平成二十四年法律第四十九号 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条一第九条)

第二章 基本的施策 (第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それ ぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の 特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が 集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆 を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若 しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤い と誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくて はならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための 大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき 存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化 遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続け ていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め 社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、 音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術 家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、 音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果た すための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並 びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。
- **2** この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

- 第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。
 - 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
 - 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
 - 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
 - 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
 - **五** 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
 - 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
 - **七** 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備 その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、 その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、 音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

- 第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者 (次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。) 並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- **2** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

- 第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
 - 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

- 第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興 を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- **2** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

- 第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。
- **2** 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- **3** 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

次期「杉並芸術会館芸術監督」の選任に向けた取組について

現在の杉並芸術会館芸術監督(以下「芸術監督」という。)が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、次期芸術監督の選任に向け、当審議会の意見を聴きながら、以下のとおり取り組むこととします。

1 選任方法

○選考委員会を設置の上、次期芸術監督を公募し、選考委員会が決定した候補者を区が専門非常勤職員として任命する方法とする。

【公募する理由】

- ・公平性及び公正性が高い選任方法であるため。
- ・より幅広い人材から、最も適任な者を選任するため。

【選考委員会の委員構成に係る基本的な考え方】

- ・選考委員は6名とし、外部委員4名・区職員2名による構成とする。
- ・外部委員4名は、有識者及び文化芸術活動関係者等とする。
- ・6名の選考委員のうち、半数以上は女性委員とする。

2 公募要項

○資料4 杉並区立杉並芸術会館芸術監督公募要項(素案)を基に、必要な修正等の上、第1回選考委員会で審議・決定する案を取りまとめる。

3 スケジュール (予定)

令和5年 4月上旬

第1回選考委員会を開催(公募要項等を決定)

4月中旬~5月中旬

5月中旬~6月上旬

公募 第2回・第3回選考委員会を開催(選考の上、次

期芸術監督候補者を決定)

7月1日

次期芸術監督を任命

杉並区立杉並芸術会館芸術監督公募要項(素案)

杉並区(以下「区」という。)は、演劇、舞踊等の舞台芸術の創造及び発信並びに区民の 文化活動の場を提供するための拠点として杉並区立杉並芸術会館(以下「芸術会館」とい う。)を設置し、指定管理者が管理運営しています。

この芸術会館における芸術文化普及振興事業(※)を効果的に実施するため、事業を統括する区の専門非常勤職員として杉並芸術会館芸術監督(以下「芸術監督」という。)を配置しています。現芸術監督が令和5年6月30日をもって任期満了となることに伴い、次期の芸術監督を本要項に基づき、公募により選任することとしましたので、舞台芸術に造詣が深く、豊富な知識・経験と熱意のある舞台芸術関係者の応募をお願いいたします。

(※)現在の芸術文化普及振興事業は、別紙「杉並芸術会館(座・高円寺)の運営に係る 基礎資料」のとおり。

また、芸術会館ホームページhttps://za-koenji.jp/lineup/index.php#nowからも関連情報をご覧になります。

1 募集人数

1名

2 委嘱期間

令和5年7月1日~令和10年6月30日(5年間で再任も可能としています。)

3 応募資格

- (1) 演出家や脚本家など舞台芸術関係の経験が10年以上(令和5年6月30日現在)あること。
- (2) 国籍は問いませんが、委嘱期間中に就労が認められる在留資格を有しており、日本語での日常会話が可能なこと。
- (3) 杉並区非常勤職員規則第3条に規定する次の欠格事項に該当しないこと。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②区において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で 破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 直近3年度に納付すべき住民税(区市町村民税及び都道府県民税)に滞納または 未申告がないこと。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

4 勤務条件

(1)報酬

月額35万円(所得税源泉徴収前の金額)とし、毎月15日に口座振替により支給します。

(2) 勤務日数

平均で月8日程度とし、令和5年度の勤務日・時間は相談の上、決定します。

(3) その他

地方公務員法第38条に基づき、兼業が認められます。

5 芸術監督の職務内容 ※杉並区立杉並芸術会館芸術監督の設置に関する要綱第5条

項目	主な職務内容	概ねの時期
①芸術文化普及振興 事業の基本方針及	芸術文化普及振興事業の年間の基本方針及び事業 計画の策定	9~12月頃
び事業計画(年次	指定管理者が作成した事業計画書の確認	3月頃
計画)の策定	公募を含む提携公演企画の選定	1~3月頃
②事業の企画及び実	主催事業の企画及び監修	通年
施	指定管理者が作成した事業報告書の確認	5月頃
③芸術文化普及振興 事業の効果的な実 施のための指導・	主催、提携公演の企画内容及び公演実施に係る スタッフ等への指導や助言	通年
助言	主催、提携公演の広報、媒体露出についての助言	通年
	区、芸術監督、指定管理者の定例会への出席	月1回
(4)その他芸術文化普	芸術会館運営に関する懇談会への出席	年3回
及振興事業の目的	各種助成金を申請する際の申請書類の内容確認	9~12月頃
を達成するために必要な事項	事業、施設運営に関する必要事項についての検討 及び区との調整 (緊急時含む)	通年
	芸術会館に関する情報発信(講演会・シンポジウムへの出席、原稿執筆等)	通年
⑤事業企画及び実施	指定管理者が作成する収支予算書・報告書(芸術	予算:3月頃
にかかる予算の執	文化普及振興事業)の収支状況全体の確認・決定	報告:5月頃
行並びに施設の利 用	芸術文化普及振興事業を実施する施設の決定	通年

6 芸術会館の施設概要と運営基本方針等

(1) 施設の概要

※詳細は公式ホームページを参照

https://za-koenji.jp/home/index.php 右記QRコードからもご覧になれます。



	区分		内容
施彰	设名 称	杉並区立杉並芸	術会館(愛称:座・高円寺)
所	在地	杉並区高円寺北	二丁目1番2号
敷均	也面積	1, 649. 20 m ²	
施彰	设構 造	鉄骨造一部鉄筋	コンクリート造
		地上3階·地下3	3階建て
施部	设規模	建築面積 1,10	7.86 ㎡、延床面積 4,977.74 ㎡
開館	官時期	平成 21 年 5 月	
	小劇場(座	・高円寺1)	○面積 440 m²
			○客席 基本形状 238 席
			舞台のバリエーションにより 244~316 席
	区民ホール (座・高円寺2)		○面積 332 m²
			○客席 固定席 256 席 最大 298 席
44-	阿波おどりホール		○面積 160 m²
施設	稽古場 1~3		○面積 稽古場 1 150 ㎡、稽古場 2 66 ㎡、
\mathcal{O}			稽古場 3 73 ㎡
構成	作業場 1~	2	○面積 作業場 1 64 m²、作業場 2 49 m²
	効果音·映像作業室		効果音・映像作業室 14 ㎡
	楽屋		○部屋数 小劇場用 4 室 区民ホール用 2 室
	カフェ		○面積 カフェ 150 m ²
	アーカイブ(演劇資料室)		アーカイブ 32 ㎡
	パブリック	スペース	1Fメインロビー、B2F区民ロビー 他
	その他		オフィス、トイレ、駐車場、自転車駐車場など

(2) 運営基本方針及び今後の運営の方向性

芸術会館は、以下の運営基本方針(杉並芸術会館の管理運営に関する基本協定書第3条)及び今後の運営の方向性を踏まえた運営を図るものとします。

運営基本方針

今後の運営の方向性

①優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

優れた舞台芸術(演劇や舞踊など)を創り出し、 広く区内外に発信することにより、区民等に鑑 賞の機会を提供するとともに、舞台芸術に対す る関心を呼び起こし、愛好者の拡大と舞台芸術 の振興に貢献する。

- ◇座・高円寺1は、引き続き主催・提携公演の場として運営し、多世代を対象とした優れた 舞台芸術の提供に努める。
- ◇その中で、主催公演については、次期の芸術 監督の統括の下、公共性や社会性を考慮した 作品を含め、時代の変化に応じた作品の充実 に取り組んでいく。
- ◇また、区内団体や若い劇団を育成する視点を 考慮した主催・提携公演の企画・実施を図っ ていく。

②区民等に対し、多様な文化活動や交流が行える場を提供する。

区では、世代を超えて、多くの人々が多様な文化活動を展開している。こうした区民の文化活動のニーズに応えるとともに、地域の様々な文化活動の創造と発信のための活動を支援するために、区民自らが文化活動に参加し、交流できる場を提供する。

◇区民等の多様な文化活動や交流の場の提供 は、引き続き座・高円寺2及び阿波おどりホ ールを柱として行う。

③<u>舞台芸術の普及・向上を図るための環境を</u>つくり、発展させるための事業を実施する。

将来の舞台芸術を担っていく子どもたちをは じめ、全ての年代の区民を対象として、演劇な ど舞台芸術を中心に芸術文化への理解と見識 を育むための教育的事業などを多面的に実施 することで、新しい文化活動を区に生み出し、 発展させていくための事業展開を図る。 ◇乳幼児から中・高校生までを対象とする各種 教育プログラムは、子どもの心の豊かさを育 む基盤づくりにつながるものであるため、今 後も継続して行っていくことを基本とし、必 要な見直し・改善に努めながら、多様な世代 が参加できる事業の充実・発展を図る。

④地域の振興とまちづくりの視点を持って 運営する。

会館の運営は、まちづくりと密接に関わっており、地域振興に重要な影響を与えるものである。そのため、指定管理者は、まちの一員としての自覚を持ち、阿波おどりの盛んな高円寺地域の個性と結びついた文化の創造と発信を行うとともに、地域の賑わいの創出など、地域振興の視点を持って施設を運営する。

◇今後も「地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。」とする劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の規定を踏まえ、地域の振興とまちづくりの視点を持った会館運営を図る。

⑤区民との協働により施設を運営する。

会館が、地域に根ざした芸術文化の拠点施設となるためには、区民に愛され親しまれる施設となるとともに、区民の多様な意見が反映された運営が必要である。そのため、区民参画の機関として運営懇談会を設けるとともに、様々な場面での区民との連携に努め、区民との協働を進める視点を持って施設を運営する。

- ◇運営懇談会及び地域協議会は、区民等の意見 を聞き取り、施設運営に反映できる貴重な機 会であるため、引き続き、有識者や地域団体 関係者等と連携・協力しながら、より良い施 設運営を図る。
- ◇なお、懇談会と協議会の今後の委員構成等に ついては、双方の意見を聴取しながら、今後 のあり方を検討していく。

(3) 指定管理者の概要

指 定 管 理 者:特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク

事務所所在地:東京都杉並区成田西一丁目2番22号

代表者:牧野望

現指定管理期間:令和3年4月1日~令和8年3月31日 詳 細 情 報:東京都NPO法人ポータルサイトを参照

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0004

885. html

右記QRコードからもご覧になれます。

7 公募・選考の実施手順

募集案内開始	令和5年4月10日(月)
質問の受付期限	令和5年4月24日(月)午後5時
質問の回答	令和5年5月1日(月)
選考申込書(様式1)提出期限	令和5年5月10日(水)午後5時*必着
第一次選考(書類審査)	令和5年5月11日(木)
	~令和5年6月1日(木)
第一次選考合格発表	令和5年6月2日(金)*予定
第二次選考	令和5年6月7日(水)
(プレゼンテーション・ヒアリング)	7743 + 0 万 1 日 (水)
第二次選考合格発表※	令和5年6月中旬 *予定
委嘱年月日	令和5年7月1日(土)

※第二次選考後、区の公式ホームページに、第二次選考合格者、応募者数、選考委員の 職名及び氏名、選考結果(選考項目及び点数)を公表します。

8 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法及び受付先

質問受付フォーム(下記URL又は右記QRコード)に、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、質問内容を入力してください。

(https://logoform.jp/form/Y4gR/243318)

(2) 受付期限

令和5年4月24日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年5月1日(月)までに区公式ホームページ上で公開します(https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0504/1086798.html)。



9 応募書類の提出

(1) 提出書類

下記を各7部提出してください。

- ①選考申込書(様式1)
- ②舞台芸術関係の経験に係る関連資料(チラシやパンフレット 3 点以内(選考申込書 P2 参照))
- (2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。

(3) 提出先

P7「13担当課(問い合わせ先)」に同じ。

(4) 提出期限

令和5年5月10日(水)午後5時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提 出として取り扱います。電子データでの提出は受け付けません。

10 選考委員会における選考手順(概要)

杉並芸術会館芸術監督選考委員会(以下「委員会」という)において、応募書類、面接審査において、最も適している方を選考します。委員会は6名の委員(外部委員4名・区職員2名)で構成し、審査を行います。

(1) 選考基準の概要

, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
項目	内容
舞台芸術関係の経験	・舞台芸術に関する有益な経験の有無
志望理由	・志望理由の妥当性
任期5年間を通じたビジョン	・芸術会館の運営に対する基本的な考え方
今後の事業展開に向けた基本 的な考え方	・運営基本方針及び今後の運営の方向性を踏まえた 今後の事業展開の方向性
指定管理者との関わり方	・指定管理者との関わり方に対する基本的な考え方
総合評価	・選考全体を通した総合評価

(2) 選考方法

① 第一次選考(書類審査)

提出された公募申込書等に対し、委員会で第一次選考を実施し、第一次選考通過者(第一次選考配点合計の6割以上を取得した候補者のうち上位3候補者程度を想定)を選考します。

- ② 第一次選考の結果は、令和5年6月2日(金)頃に通知します。
- ③ 第二次選考(選考申込書の内容に関するプレゼンテーション(10分)及びヒアリング)

第一次選考通過者に対し、委員会が第二次選考を実施し、芸術監督候補者(配点総合計の6割以上を取得した最上位の候補者)を選考します。

11 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)「3 応募資格」を満たさなくなった場合
- (3) 応募書類等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 応募者(応募予定者の関係者を含む。)が、委員会の設置から選考結果の通知があるまでの間、委員会委員及びこの応募に関係する区職員に対し、当該審査に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ○募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
- ○現に区から受けている委託業務等の履行に必要な行為
- ○区が主催する審議会、意見交換会等への参加
- (5) 前各号に定めるもののほか 、審査の公正性・公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 応募者が都合により本件公募を途中で辞退する場合は、参加辞退届(様式2)を提出してください。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとします。
- (3) 書類提出後の応募書類等の修正又は変更は一切認めません。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 提出された応募書類等については返却しません。
- (5) 応募書類等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、 提出書類等を公開することがあります。

13 担当課(問い合わせ先)

杉並区区民生活部文化·交流課 文化振興担当

所在地:杉並区阿佐谷南1-15-1(杉並区役所西棟7階)

電 話:03-3312-2111 内線 3782、3775

E-mail: bunka-k@city.suginami.lg.jp

令和5年度 文化・芸術振興審議会スケジュールについて(案)

現時点で、以下のとおり予定しています。

日程	主な議題
第1回 令和5年7月	(1)令和4年度文化・芸術振興事業の取組結果と令和5年度の実施予定について (2)杉並芸術会館芸術監督の選任について (3)その他 ※閉会後、文化芸術活動助成金審査部会を開催
第2回 令和5年11月	(1) 令和5年度文化芸術活動助成金の審査結果について (2) 令和6年度以降の文化・芸術振興事業について (3) その他
第3回 令和6年3月	(1) 令和6年度文化・芸術振興事業の実施予定について (2) 令和6年度文化・芸術活動助成金審査について (3) その他